

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オーストラリア政府  
外務貿易省 (DFAT)

DFAT 国別情報報告書  
バングラデシュ  
2025年7月23日

## 目次

略語一覧 .....	3
用語集 .....	5
<b>1. 目的及び範囲 .....</b>	<b>7</b>
<b>2. 背景情報 .....</b>	<b>8</b>
国の概要 .....	8
人口統計 .....	9
経済概観 .....	9
政治制度 .....	13
人権枠組み .....	14
治安情勢 .....	14
<b>3. 難民条約に基づく申立て .....</b>	<b>17</b>
人種／国籍 .....	17
宗教 .....	25
(実際の又はそうであるとみなされた) 政治的意見 .....	31
関心対象となる集団 .....	40
<b>4. 補完的な保護の申立て .....</b>	<b>48</b>
恣意的な生命の剥奪 .....	48
死刑 .....	49
残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 .....	49
<b>5. その他の検討事項 .....</b>	<b>52</b>
国家の保護 .....	52
国内移住 .....	55
帰還者の取扱い .....	55
文書 .....	56

## 略語一覧

APBn (Armed Police Battalion (a unit of the Bangladeshi Police))

武装警察大隊 (バングラデシュ警察の部隊)

ARSA (Arakan Rohingya Salvation Army)

アラカン・ロヒンギャ救世軍

AUD (Australian Dollar)

豪ドル

BCL (Bangladesh Chhatra League)

バングラデシュ・チャトラ・リーグ

BDRIS (Birth and Death Registration Information System)

出生・死亡登録情報システム

BEC (Bangladesh Election Commission)

バングラデシュ選挙管理委員会

BNP (Bangladesh Nationalist Party)

バングラデシュ民族主義党

CHT (Chittagong Hill Tracts)

チッタゴン丘陵地帯

CPJ (Committee to Protect Journalists)

ジャーナリスト保護委員会

CSO (Civil Society Organisation)

市民社会団体

DGFI (Directorate General of Forces Intelligence)

軍情報総局

JI (Jamaat-e-Islami)

ジャマアテ・イスラミ

JMB (Jamaat-ul-Mujahideen)

ジャマートウル・ムジャヒディン・バングラデシュ

KNF (Kuki-Chin National Front)

クキ・チン民族戦線

LDC (Least Developed Country)

後発開発途上国

LGBTQIA+ (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, Intersex and/or Asexual)

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア、インターセックス  
及び／又はアセクシャル

NGO (Non-Government Organisation)

非政府組織

NHRC (National Human Rights Commission)

国家人権委員会

NIC (National Identity Card)

国民 ID カード

NSI (National Security Intelligence)

国家安全保障情報局

OHCHR (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)

国連人権高等弁務官事務所

PCJSS (Parbatya Chattagram Jana Samhati Samiti)

チッタゴン丘陵人民連帯協会

RAB (Rapid Action Battalion)

緊急行動部隊

RSO (Rohingya Solidarity Organisation)

ロヒンギャ連帯機構

UNDP (United Nations Development Programme)

国連開発計画

UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees)

国連難民高等弁務官事務所

USD (United States Dollar)

米ドル

WFP (World Food Programme)

世界食糧計画

## 用語集

ハルタル (Hartal) : ゼネスト、道路や企業などを混乱させることを目的とした抗議活動の一形態

ヒジュラ (Hijra) : 南アジアにおけるトランスジェンダーのアイデンティティであり、典型的には男性として生まれたが、ジェンダー表現は女性である人物を指す。ヒジュラはしばしばヒジュラだけのコミュニティで生活し、新婚夫婦や新生児への祝福といった社会的慣習に参加する。

マドラサ (Madrassa) : イスラム神学校

マフジー (Mahji) : ロヒンギャコミュニティの指導者

シャリーア (Sharia) : イスラム法

ウポジラ (Upazila) : 地方自治体とその政府、県の下位区分

## 本報告書で使用する用語

高度のリスク : DFAT は事案の強いパターンを認識している

中度のリスク : DFAT は行動パターンの存在を示唆するのに十分な数の事案を認識している

低度のリスク : DFAT は複数の事案を認識しているが、パターンを形成していると結論付けるのに十分な証拠を有していない

## 公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として、その特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人の登録文書又は身分証明書を取得する際の困難、文書を承認してもらう際の困難、恣意的な逮捕及び拘禁などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、法律上又は行政上の措置を講じないことなどにより、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げる行為

## 社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）が取る行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別などがあるが、これらに限定されるものではない）

2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者を含む）による追放又は排斥行為

## 1. 目的及び範囲

1.1 この報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護地位について判断を下す決裁権者向けに作成したものである。本報告書は事実に基づく概要を提供するものであり、オーストラリア政府の方針とは区別される。本報告書には、決裁権者向けの政策指針は含まれていない。

1.2 1958年移民法に基づき2019年6月24日に発出された大臣指針第84号は、以下のとおり記している。

外務貿易省が明確に保護地位の決定プロセスのために国別情報評価書を作成し、決裁権者がその評価書を利用できる場合、関連性があるならば、決裁権者はその判断を下す際に、当該評価書を考慮に入れなければならない。ただし、決裁権者が対象国に関する他の関連情報を検討することを妨げるものではない。

1.3 本報告書は、保護ビザに関する個々の申請を参照するものではないが、オーストラリアの決裁権者が現在受理している保護ビザ申請を念頭に置いて作成された。本報告書は、執筆時点におけるDFATの最善の評価を提供する。

1.4 本報告書は、国内の知識と議論に基づいている。本報告書は、他国政府、国連機関、人権団体、市民社会団体、国内外のメディア及び学術団体など、信頼できる様々な情報筋からの報告を考慮に入れている。情報源を保護するために、その詳細は省略される場合がある。

1.5 このバングラデシュ国別情報報告書は、2022年11月30日に公表されたバングラデシュに関する前回のDFAT報告書に代わるものである。

## 2. 背景情報

### 国の概要

2.1 現代のバングラデシュは、1971年に独立した政治的主体となった。英国の支配下では、ベンガル語話者が暮らすインド北東部地域はベンガル州（Bengal Province）として統治されていた。この地域にはヒンドゥー教徒とイスラム教徒の双方が多数居住していた。1947年の英領インド分割後、ヒンドゥー教徒が多数を占めるベンガル西部はインドの西ベンガル州（state of West Bengal）となり、イスラム教徒が多数を占める東部地域は東パキスタンとしてパキスタンに編入された。

2.2 東パキスタンのベンガル語話者らはパキスタン市民として差別と弾圧を受け、これがベンガル民族主義運動をあおった。1970年の選挙後、緊張は激化した。西パキスタンは軍事力で応じた。続くバングラデシュ独立戦争（Bangladesh Liberation War）では残虐行為が広範に行われ、最大 300 万人が死亡した。インド軍の介入後、独立派勢力が優勢となり、1971年にバングラデシュという国家が成立した。

2.3 バングラデシュは当初、独立運動の指導者であるシェイク・ムジブル・ラフマン（Sheikh Mujibur Rahman）率いるアワミ連盟（Awami League）によって統治されていた。シェイク・ムジブルは1975年8月の軍事クーデターで殺害され、16年にわたる軍事政権の支配が始まった。1991年に民主主義が回復した。その後 17 年間、政権はシェイク・ムジブルの娘であるシェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）率いるアワミ連盟と、元大統領ジアウル・ラフマン（Ziaur Rahman）の未亡人であるカレダ・ジア（Khaleda Zia）率いるバングラデシュ民族主義党（BNP : Bangladesh Nationalist Party）の間で交代した。2008年の選挙で勝利した後、アワミ連盟は権力を強化し、市民の自由を制限した。

2.4 アワミ連盟は2014年、2018年、2024年の選挙で勝利した。これらの勝利は、投票操作、メディア弾圧及び野党への攻撃を理由に国内外のオブザーバーから批判された。BNPは支持者の大量逮捕を受けて、2024年の選挙をボイコットした。その結果、アワミ連盟は議会を支配し、大半の国家機関に強い影響力を行使するに至った。

2.5 2024年6月、アワミ連盟支持者に不当に有利とされる公務員採用枠を復活させる高等裁判所の判決が、学生主導の反政府抗議運動を引き起こした。これに政府は武力行使で対応し、抗議運動は「モンスーン革命」と呼ばれる、シェイク・ハシナ政権に反対する大規模蜂起へと発展した。軍が支援を撤回したため、ハシナは2024年8月5日にバングラデシュ国外へ逃亡した。軍は大統領、学生指導者、野党と協議の上、暫定政権を発足させることを発表した。

2.6 2024年8月8日、ムハマド・ユヌス（Muhammad Yunus）博士が文民暫定政府の「首席顧問」に就任した。ユヌス首席顧問は学生指導者、著名な市民社会活動家、少数派コミュニティのメンバーを含む多様な顔ぶれの内閣を任命した。ユヌス首席顧問はどの政党にも属していない。彼が掲げる優先課題には、人権保護の強化、モンスーン革命中に犯された違反行為への責任追及、経済の安定化、そして新たな選挙への道筋の整備が含まれる。選挙は2026年4月に予定されているが、それより早く実施される可能性もある。

2.7 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の2025年2月報告書によれば、2024年7月15日から8月5日までの間の抗議活動に関連した死者数は1,400人と推定され、その大半は国家治安部隊による殺害だった。更に数千人が負傷した。アワミ連盟は2025年5月、同党及びその指導者に対する法的手続の結果が出るまで活動を禁止された。

## 人口統計

2.8 国連の推計によれば、バングラデシュの人口は1億7,100万人である。ほぼ全人口（98パーセント）が民族的にベンガル人であり、ベンガル語（「バングラ（Bangla）」）を話す。人口の61パーセントは農村部、特に洪水被害を受けやすいデルタ地帯に住んでいる。首都ダッカ（Dhaka）には2,100万人超が居住している。バングラデシュには推定で75の先住民族グループが存在するが、そのうち27が公式に認められている。宗教人口統計については[宗教](#)を参照。

## 経済概観

2.9 バングラデシュは1971年に世界最貧国の1つであったが、持続的な経済成長により、2015年までに低所得国へと変貌を遂げた。2024年の1人当たり国内総生産（GDP）は2,800米ドル（4,300豪ドル）であった。平均寿命、乳児死亡率、平均教育年数といった人間開発指標は著しく改善した。貧困は減少したものの、依然として広範に存在する。世界銀行は、2025年の貧困率を22.9パーセントと予測している。

2.10 2024年のモンスーン革命による混乱と民間・公共投資の縮小を経て、経済は安定化しつつある。多国間開発銀行は2024～25会計年度のGDP成長率を約3.5パーセントと予測しており、これは以前の予測を下回る数値である。暫定政府が着手したマクロ経済運営の改善、金融セクターの安定化、財政持続可能性の向上を背景に、2025～26会計年度には最大6.5パーセントの成長が見込まれる。しかし、高インフレ、燃料・電力不足、特に農村部における持続的な不平等といった経済課題は残っている。世界貿易の混乱は、見通しに対する更なるリスク要因である。

2.11 人口の半分超が農業部門に従事しており、米が最も広く栽培されている作物である。製造業とサービス業も重要な役割を担っている。バングラデシュは世界有数の衣料品生産国である。衣料産業はバングラデシュの輸出収入全体の83パーセントを占め、推定400万人が従事している。そのうち80パーセントは[女性](#)である。海外労働者からの送金（2023年は220億米ドル）は、繊維・衣料品輸出に次ぐバングラデシュの第2の外貨獲得源であり、GDPの6パーセントを占める。

2.12 バングラデシュは2026年11月に後発開発途上国（LDC）の地位を卒業する予定だ。国内の情報筋によれば、民間部門の競争力と投資を促進する大幅な改革がなされない限り、LDCとして享受している優遇的な市場アクセスを失った場合、同国は競争力を維持するのに苦勞するだろう。

## 雇用

2.13 バングラデシュの失業率は全体で 4.5 パーセントであり、労働力参加率は 60 パーセントである。若年層（バングラデシュでは 15 歳から 29 歳までと定義される）の失業率はより高い。統計局（Bureau of Statistics）によれば、労働者の最大 85 パーセントが非公式部門で働いている。非公式雇用を得る際の制約はほとんどないが、労働条件は概して劣悪である。非公式労働は肉体的に過酷な場合が多く、建設現場での肉体労働、れんが割り、造船所での作業、貨物運搬、人力車の引き手などが含まれる。新規労働市場参入者の全員を吸収できるだけの雇用が不足しているため、多くのバングラデシュ人が海外へ出稼ぎに出ている。

## 福祉

2.14 高齢者、未亡人、障がい者向けのものなど、政府の福祉プログラムがいくつか存在する。支給額は少なく、通常月額 6~18 豪ドルである。国内情報筋によれば、公的福祉制度は非効率的であり、[汚職](#)が発生している。2021 年の世界銀行報告書は、福祉給付を受けている多くの人々が厳密には受給資格がなく、一方でより支援を必要とする多くの人々が給付を受けられていないと指摘した。非政府組織（NGO）が運営するプログラムはより効率的であることが多いが、需要の規模が大きいため、これらのプログラムは全ての人に提供されているわけではない。

## 保健

2.15 医療サービスの質と利用可能性は様々で、資金不足、[汚職](#)、医師や看護師の不足、高額な自己負担費用などの制約が存在する。世界銀行によれば、2022 年時点でバングラデシュ国民の 61 パーセントしか基本的な医療サービスを利用できていなかった。公立病院は頻繁に過密状態となり、待ち時間が長い。そのため、治療を諦める、あるいはより高額な民間医療制度を利用せざるを得ない人々もいる。裕福なバングラデシュ人は、民間のクリニックや海外で医療を受ける傾向がある。農村部では医療へのアクセスが大幅に制限されており、正式な医学教育を受けていないいわゆる「村の医者」に助けを求める人々もいる。

2.16 マラリア、ジフテリア、破傷風、麻疹などの感染症の有病率は、ワクチン接種と治療法の改善により、過去 30 年間で大幅に減少した。一方で非感染性疾患による負担は増加している。2023 年に『ランセット』（Lancet）誌に掲載された研究では、心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患、栄養失調の「懸念すべき」発生率が報告された。国内の情報筋によれば、2025 年 2 月に発表された米国の援助削減により、特に地方や医療サービスが行き届いていない地域において、結核、マラリア、HIV/エイズの検診件数が減少し、治療が遅れることになるとされている。

2.17 COVID-19 のパンデミックでは 200 万人超が感染し、約 3 万人が死亡した。2023 年 10 月時点で、人口の 90 パーセント超が COVID-19 ワクチンの接種を少なくとも 1 回受けて

いる。バングラデシュのその他の公衆衛生問題には、交通事故による負傷や溺死が含まれる。

## 精神衛生

2.18 2019年にバングラデシュ政府が実施した精神衛生に関する調査によると、回答者の17パーセントが精神衛生上の問題を抱えており、うつ病と不安障がいが多かった。大半は治療を受けていなかった。研究によれば、COVID-19パンデミック期間中に精神疾患の有病率は増加し、特に青少年に顕著であった。

2.19 精神医療は概して不十分である。公的な精神衛生施設と専門家が不足している。バングラデシュには専門の精神衛生施設が一つだけであり、それはダッカの国立精神衛生研究所(National Institute of Mental Health)である。『BJサイキ・インターナショナル』(BJPsych International)誌に掲載された2021年の研究によれば、1億6,900万人の人口を抱えるこの国に精神科医はわずか260人しかいなかった。同じ研究では、基本的な精神疾患の薬が広く入手困難であることも判明した。

2.20 精神疾患の患者は強い社会的烙印を押されるため、家族やコミュニティからの排斥につながることもある。多くの人々は、精神疾患が超自然的な原因(呪いや悪霊など)によるものであると考える。伝統的なシャーマンや信仰治療師に治療を求める者もいる。国内の情報筋によれば、他の障がいと同様に、精神疾患を持つ人々は、恥の感情から、あるいは自身の保護のために、家族によって隠されることがあった。

## 障がい者

2.21 2013年障がい者権利保護法(Rights and Protection of Persons with Disability Act)は、障がい者の権利保護と教育・訓練・雇用への平等な参加の機会を定めている。また、公的・民間部門における障がい者雇用の促進に関する規定も含む。同法の実施は遅れており、国内の情報筋によれば、障がい者向けサービスと保護は不十分であった。

2.22 国内の情報筋によれば、障がい者向け施設は概して不足していた。障がい者は大半の民間施設や多くの公共施設を利用することができず、公衆トイレや公共交通機関の大半も同様である。多くの公立学校には車椅子用スロープが設置されている。自閉症の人々に対する認識や支援サービスは一部に存在する。

2.23 一部のサービスは非政府組織(NGO)によって提供されている。これには、視覚障がいや聴覚障がいといった感覚障がいを持つ人々や、移動に制限のある人々を対象とした、海外の開発援助による資金提供を受けたプログラムが含まれる。これらのサービスは実践的な支援やコミュニティ教育を提供しているが、資金や能力の制約、そして需要の高さから、利用が保証されているわけではない。

2.24 障がいを持つ人々は偏見に直面する。障がいは呪い又は罪深い行為への罰(障がい児の場合は親への罰)であるという考えが広く浸透している。障がい者を隠す家族もいる。こうした偏見が原因で、障がいを持つ家族のために医療や教育などのサービスを利用

することをためらう人々もいる。国内の情報筋によれば、障がい者、特に若い女性に対する性的虐待が広く行われていた。

## HIV／エイズ

2.25 バングラデシュでは、静脈内薬物使用者や性労働者といったリスクの高い集団においてでさえも、HIV 感染率は低い（これらのグループにおける感染率はわずか 1 パーセントである）。研究によれば、この低い感染率は予防対策の成果であり、具体的には、リスク集団におけるコンドーム使用や安全な注射方法の普及プログラムが挙げられる。しかしながら、国連人口基金は、若年男性を含む一部の人口層では、コンドーム使用率や HIV に関する認識が低く、依然として感染リスクが高い状態にあると警告を発している。

2.26 バングラデシュでは、HIV 陽性者全員に無料の治療とカウンセリングを提供している。検査率は比較的低く、HIV 陽性と推定される者のうち、自身の陽性状態を認識しているのは半数にすぎない。自身の陽性状態を知っている個人のうち、4 分の 3 が抗レトロウイルス治療を受けている。

## 教育

2.27 バングラデシュではここ数十年で教育へのアクセスが大きく拡大したが、質は依然として低い。教室は過密状態で、訓練を受けた教師が不足している。5 年生までは義務教育であり、8 年生までは無償である。教育情報統計局（Bureau of Educational Information and Statistics）によれば、最大 14 パーセントの生徒が初等学校を修了できない。バングラデシュ人の約 36 パーセントが高校を卒業せず、中等学校への女子進学率は男子をわずかに上回る。成人の識字率は 76 パーセントである。

2.28 バングラデシュの教育制度は高度に民営化されている。小学生の 4 分の 1 と中学生の 90 パーセント超が私立学校に通っている。全生徒の 3 分の 1 はマドラサ（コーランとイスラムの伝統を学ぶことを重視するイスラム学校）に通っている。政府はマドラサ教育の質を十分に確保するための改革を導入し、マドラサ卒業生の就職や大学進学が可能になるケースが増えている。

2.29 大学教育を受けることに対して、社会や家族から強い圧力がかけられるが、卒業生が就職口よりも多い状況では、多くの大学卒業生が職を得られない。職業訓練の機会は限られており、質も低いことが多い。高等教育部門では政治化と汚職がまん延している。大学への入学や良い成績の取得には、しばしば賄賂の支払や与党とのつながりが必要である。

2.30 バングラデシュの大学では、政党の学生組織が強い影響力を持っており、新入生に対して、寮の確保やその他の恩恵を得るために所属するよう圧力をかけることが多い。国内の情報筋によれば、アワミ連盟政権下では、[先住民族グループ](#)に属する者や野党に所属する学生が、大学で頻繁に差別を受けていた。アワミ連盟が政権から退いてからは状況が逆転し、現在はアワミ連盟系学生が差別を受けている。これに対応し、社会的結束を支援

するため、複数の大学が学内での政治活動を禁止している。[政治的意見](#)、[人種／国籍](#)、[女性](#)も参照。

## 政治制度

2.31 バングラデシュは議会制民主主義の国である。一院制の国民議会（National Parliament）議員職、及び総じて儀礼的な大統領職はいずれも任期が 5 年である。議会は 350 議席で構成されている。このうち、300 議席は直接選挙により選出され、残りの 50 議席は、各政党が獲得した議席割合に基づいて指名する[女性](#)議員向けに留保されている。直近の選挙は 2024 年 1 月に実施され、物議を醸す状況の中で[アワミ連盟](#)が勝利した。

2.32 数週間にわたる死者を伴った抗議活動の後、当時のハシナ首相は 2024 年 8 月 5 日にインドへ逃亡した。議会は翌日解散された。軍、大統領、学生指導者、野党間の協議を経て、2024 年 8 月 8 日、ノーベル賞受賞者のムハマド・ユヌス博士が新たな文民暫定政府の首班（「首席顧問」）に任命された。憲法には暫定政府の設置を規定する具体的な条項はないが、最高裁判所はこの暫定措置を合憲と認める判決を下した。2025 年 6 月、ユヌス首席顧問は 2026 年 4 月に選挙を実施すると発表した（ユヌスは後に選挙を 2026 年 2 月に前倒しする可能性を示唆した）。[国の概観](#)も参照。

2.33 バングラデシュは 8 つの行政区に分けられ、これらは県評議会（ジラ・パリシャド（Zila Parishad））が統治する 64 の県に細分される。各県は更に多数の郡（ウポジラ（Upazila）、旧称タナ（Thana））と、村（ユニオン・パリシャド（Union Parishad））、町（自治体（Municipal））、市（市公社（City Corporation））レベルの評議会に分かれる。地方自治体の 5 年任期選挙は段階的に実施される。地方自治体は、ユニオン・パリシャドレベルであっても、地域開発、社会福祉、治安維持といった問題を取り扱うため、市民の日常生活に大きな影響を与えることができる。

## 汚職

2.34 2024 年、トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の汚職認知指数において、バングラデシュは 180 か国中 151 位であった。国際的な倫理・コンプライアンス分析会社であるガン・インテグリティ（GAN Integrity）は、投資家や個人が[司法制度](#)、公共サービス、[警察](#)との関わりにおいて汚職に遭遇するリスクが高いと報告している。トランスペアレンシー・インターナショナルの 2022 年調査によれば、前年に公共サービスを受けるため賄賂を支払った世帯は 70 パーセントを超え、最も多かったのは警察、旅券担当官、バングラデシュ道路運輸局（Bangladesh Road Transport Authority）への支払であった。国内の情報筋は、汚職がまん延していると述べた。

2.35 1898 年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）、1947 年汚職防止法（Prevention of Corruption Act）、1860 年刑法（Penal Code）、2012 年マネーロンダリング防止法（Money Laundering Prevention Act）は、大半の形態の汚職を犯罪化している。国際オブザーバーと国内の情報筋によれば、これらの法律は十分に施行されていない。国内の情報筋によれば、ハシナ政権下では官僚機構、[社会的保護](#)及び[医療](#)制度において汚職がまん延してい

た。彼らはまた、道路、橋梁、鉄道路線などの大規模な政府資金によるインフラプロジェクトにおける汚職の横行も指摘した。複数の国内の情報筋は、「巨大プロジェクトは巨大汚職に等しい」と述べている。[警察](#)、[司法制度](#)、[拘禁及び刑務所](#)を参照。

2.36 2025年1月、汚職防止改革委員会（Anti-Corruption Reform Commission）は、バングラデシュの汚職防止の枠組み強化に向けた提言を暫定政府に提出した。これらの提言は、本稿執筆時点で活発に検討されていた。

## 人権枠組み

2.37 憲法は、市民に基本的権利を保障している。基本的権利の中には、法の下での平等と法の保護を受ける権利（第27条）、生命及び個人の自由に対する権利（第32条）、[宗教](#)、[人種](#)、カースト、性別又は出生地に基づく差別からの自由（第28条）が含まれる。宗教の自由（第41条）、移動の自由（第36条）、集会の自由（第37条）、結社の自由（第38条）、思想、良心及び言論の自由（第39条）、及び職業・就業の自由（第40条）はいずれも保障されている。

2.38 バングラデシュは、人権に関する主要な9つの国際条約全てを批准している。これには[女性](#)に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、1984年批准）、[拷問](#)及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment、1998年批准）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、1998年批准）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights、2000年批准）、[障がい者](#)の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、2007年批准）、並びに[強制失踪](#)からの全ての者の保護に関する条約（Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance、2024年批准）が含まれている。

2.39 国家人権委員会（NHRC : National Human Rights Commission）は2009年に設立された。NHRCは警察と軍を除き、個人、公務員、政府機関、その他の国家機関による人権侵害を調査することができる。苦情に応じて警察に報告を求めることも可能である。NHRCは刑務所や拘禁施設を訪問し、調停を行い、政府機関に文書提出を要求できる（民事裁判所の提出命令権限を有する）。執筆時点で、NHRCは国家人権機関世界連合（Global Alliance of National Human Rights Institutions）から「Bステータス」を付与されていた。これは国家人権機関の多元性、独立性、有効性に関するパリ原則に完全には準拠していないことを意味する。

## 治安情勢

2.40 バングラデシュの治安情勢は変動しやすく、急速に悪化する可能性がある。政治的動機に基づく暴力や対立グループ間の衝突が主な脅威であり、特に選挙時期や政治的緊張

が高まる時期に発生しやすい。政治集会では暴力が発生するリスクがある（[政治的意見と抗議活動参加者](#)を参照）。殺人、暴行、恐喝、窃盗、強盗、性的暴行を含む犯罪は日常である。日経アジアは 2025 年 3 月、ハシナ政権崩壊以降、レイプや殺人の発生率が上昇し、治安が悪化していると報じた。

2.41 歴代の政権は、政府や民間人を標的とした暴力行為を計画又は実行した過激派組織への対応に関する課題に直面してきた。これらの組織には、アルカイダ系組織ジャマトウル・ムジャヒディン・バングラデシュ（JMB : Jamaat-ul-Mujahideen）や、イスラム国系組織である JMB の分派であるネオ JMB が含まれる。当局はこれらを含む過激派組織を非合法化し、数百名の構成員を逮捕した。[モンスーン革命](#)後、一部は釈放されたり脱走したりした。現地メディアによれば、2024 年 8 月 5 日以降、過激派を含む 2,200 人超の受刑者がバングラデシュの刑務所から脱走し、一部は 2024 年 12 月時点で依然として逃亡中であった。現地メディアは 2024 年 12 月、JMB を含む過激派組織に関係する受刑者 174 人が 2024 年 8 月 5 日以降に保釈されたと報じた。

2.42 1977 年から 1997 年の間に、バングラデシュ南西部のチッタゴン丘陵地帯（CHT : Chittagong Hill Tracts）で起きた武装反乱により、約 6,000 人が死亡した。1997 年に和平協定が調印されたが、本稿執筆時点では完全には実施されておらず、CHT では紛争が継続していた。2022 年以降、衝突は増加している。[チッタゴン丘陵地帯における紛争](#)を参照。

2.43 2013 年 1 月から 2016 年半ばにかけて、国内の過激派がバングラデシュ全土で一連の攻撃を実行した。最も注目されたのは 2016 年 7 月のホーリー・ベーカリー（Holey Bakery）襲撃事件で、外国人に人気のダッカのパン屋で数十人が人質に取られた。人質 20 人と警察官 2 人が死亡した。当局は事件後、過激派に対する取締りを開始した。同規模の攻撃はその後発生していない。

2.44 人権団体は、過激派組織に対する治安作戦が多数の[超法規的殺害](#)を引き起こしたと報告している。国内の情報筋によれば、テロ対策作戦に頻繁に投入される警察の精鋭部隊である緊急行動部隊（RAB : Rapid Action Battalion）に対する 2021 年の米国による制裁以降、こうした殺害はほぼ停止した。

2.45 2024 年 7 月から 8 月にかけて全国で起きた反政府抗議活動に対し、軍、[警察](#)（RAB を含む）、国境警備隊、そしてアワミ連盟学生組織の武装勢力が武力で対応した。暫定政府の要請による独立調査の結果、OHCHR は、前政権が[アワミ連盟](#)関連の暴力組織と結託し、「抗議活動及び関連する反対意見の表明を弾圧するため」に、[超法規的殺害](#)、[恣意的な逮捕及び拘禁](#)、[拷問](#)その他の虐待を含む「深刻な人権侵害を組織的に行った」と信じるに足る合理的な根拠があると結論づけた。

2.46 OHCHR は、これらの行為が国際法上の人道に反する罪及びバングラデシュ国内法上の罪に該当する可能性がどの程度なのか決定するため、刑事捜査を勧告した。アムネスティ・インターナショナルとヒューマン・ライツ・ウォッチは、抗議活動への対応として行われた広範な人権侵害を記録した。OHCHR は抗議活動に関連する死者数を 1,400 人と推定したが、その大半は反政府派であり、逮捕者は 1 万 1,700 人超に上った。OHCHR は、逮捕の「非常に大きな割合」が[恣意的な](#)性質を持つ可能性が高いと評価した。

2.47 シェイク・ハシナ首相の失脚後、ハシナ政権を支持したと広くみなされた少数派コミュニティ、特に[ヒンドゥー教徒](#)コミュニティに対する報復攻撃が発生した。ヒンドゥー教徒の家屋や寺院は破壊及び放火され、一部のヒンドゥー教徒は暴行を受け、所持品を略奪された。

2.48 現地メディアは、ハシナ政権崩壊以降、[アワミ連盟](#)と [BNP](#) の支持者の間で党派間の暴力事件が発生していると報じている。2025年2月と2024年12月には、バングラデシュ南部のファリドプル (Faridpur) で衝突が発生し、少なくとも 60 軒の家屋や店舗が破壊・略奪された。2025年4月には、バングラデシュ北東部のハビガンジ (Habiganj) で養魚場の支配権をめぐる争いが発生し、50人超が負傷した。

2.49 これとは別に、BNP の党员や支持者による党内抗争が相次いでいる。異なる派閥が、次期選挙 (2026年に予定) を前に権威を確立しようとしたり、コミュニティレベルでの支配権を確立しようとしたり、あるいはアワミ連盟の党员が以前所有していた資産や事業をめぐる争ったりしているためだ。現地メディアによれば、2024年8月6日から9月22日までの間に、党内抗争による殺害事件が少なくとも14件発生した。2025年にも、BNP 関連の散発的な党内衝突が報告されている。BNP は2024年8月以降、党規律違反を理由に多数の党员を除名している。

## 人身取引

2.50 毎年、数千人のバングラデシュ人が国内外で人身取引の被害に遭っている。国内では、男性、女性、児童が農業、レンガ窯、船舶解体業、縫製工場、漁業、茶畑など様々な産業に取引される。女性と児童は国内の性産業に取引されることが多い。

2.51 バングラデシュは世界で6番目に労働者を多く送り出す国である。多くのバングラデシュ人が海外で働いており、中東では建設業や農業に従事し、東南アジアでは家事使用人や労働者として働いている。移民労働者は、特に渡航や就職の手配をした業者から借金がある場合、搾取や人身取引の被害者になりやすい。( [高利貸し及び法外な利息の被害者](#) を参照)。

2.52 バングラデシュ人はインド、パキスタン、湾岸諸国での強制労働や性産業、さらに東南アジアのオンライン詐欺拠点に人身取引される。現地メディアは2025年2月、10人のバングラデシュ人がロシアのウクライナ侵攻に参加させるためロシアに取引されたと報じた。[ロヒンギャ](#) 難民は特に人身取引の危険にさらされており、バングラデシュ国内だけでなく、インド、マレーシア、ネパールなどの海外へも人身取引される。バングラデシュから人身取引される人々は、観光ビザで出国したり、近隣諸国へ渡航したりするなど、合法的な手段で国外へ出た後で人身取引の被害に遭うケースが多い。

2.53 バングラデシュは米国国務省の2024年『人身取引報告書 (Trafficking in Persons Report)』において第2階層国に分類されている。これは人身取引撲滅の最低基準を完全に満たしていないが、その達成に向けて著しい努力を行っていることを示す。2012年人身取引防止・抑止法 (Prevention and Suppression of Human Trafficking Act) により、性的搾取目的及び労働目的の人身取引は犯罪化されており、違反者には5年から終身刑までの懲役刑

が規定されている。近年、警察は人身取引業者を捜査・逮捕している。米国国務省によれば、人身取引対策は不十分であり、一部のバングラデシュ当局者が人身取引ネットワークに加担していた。

### 3. 難民条約に基づく申立て

#### 人種／国籍

3.1 バングラデシュの人口の約 98 パーセントはベンガル人であり、残りは主に他の民族（先住民を含む）グループに属する。憲法第 23 条第(a)項は国家に対し、「部族、少数派人種、民族集団及びコミュニティの固有の地域文化と伝統を保護し発展させるための措置を講じること」を義務付けている。しかし実際には、小規模な民族グループや先住民グループは、国家や個人による様々な差別を経験している。

#### ビハール人（又は「取り残されたパキスタン人」）

3.2 ビハール人 (Biharis) は、時に「取り残されたパキスタン人」と呼ばれ、英領インドが分割された後にインドから当時の東パキスタンに移住してきた、ウルドゥー語を話す非ベンガル人イスラム教徒である。ビハール人は多くの場合、身体的にも言語的にも多数派のベンガル人と識別することができない。その大半がウルドゥー語及びベンガル語の両言語話者である。ビハール人の名称はインドのビハール州に由来すると考えられるが、時としてバングラデシュに居住するビハール人コミュニティに属さない他の非ベンガル人を指すこともある。国内の情報筋は、バングラデシュにおけるビハール人の正確な推定人数を提供することはできなかった。オンライン上の推定では、人口は 30~40 万人とされている。現地コミュニティに溶け込んでいる者もいるが、大半は国内の様々な場所の貧困率の高いキャンプで生活している。

3.3 ビハール人コミュニティは 1947~71 年の東パキスタン時代に与党政権と密接なつながりがあり、1971 年の紛争が起きている間、パキスタンを支持したと広く認識されていた。独立後、ビハール人の多くは報復に直面した。紛争中に放棄された財産の管理を目的とした法律は効果的ではなく、ビハール人の多くはその所有財産を失うことになった。2021 年、当時のシェイク・ハシナ首相は、取り残されたパキスタン人が経済の「重荷」であると発言した。国内の情報筋によると、ハシナ政権は統計局 (Bureau of Statistics) に対して、パキスタンへの強制送還の対象となる取り残されたパキスタン人の名簿を作成するよう命じた。

3.4 2008 年、最高裁判所はビハール人コミュニティがバングラデシュ市民となるための要件を満たしていると判示し、ウルドゥー語を話す請願者 10 人が提起した訴訟事件における 2003 年の裁判所判決を支持した。この 2008 年判決により、政府はビハール人に [国民 ID カード](#) (NICs : National Identity Cards) を発行し、ビハール人を有権者名簿に載せることを余儀なくされた。資格のあるビハール人の大半はその後 NIC を取得したと、国内の情報筋は述べている。

3.5 国内の情報筋は、ビハール人の多くは依然として、教育、雇用及び証明書の取得で差別を受けていると報告した。キャンプ内に住むビハール人は、煩雑な書類上の要件のために、旅券の取得が困難であった。ビハールキャンプに住所を有することは、当局が旅券申請を拒否する一つの理由として利用されていると報告されている。また、ビハール人の多くはその NIC 上に記載されている住所のために、特に政府機関での就職において困難を経験している。国内の情報筋によれば、ビハール人は商業開発のため、補償無しに住居から立ち退かされることがあった。

3.6 DFAT は、キャンプで生活するビハール人は、書類の取得や政府雇用に際して不当な障壁という形で、公的差別を受ける中度のリスクに直面していると評価している。また、雇用、教育、住居の安全性に関して、社会的差別を受ける中度のリスクに直面している。

## 先住民

3.7 バングラデシュにはバウム族、チャクマ族、ガロ族、マニプリ族、マルマ族、ムンダ族、オラオン族、サンタル族、カーシー族、クキ族、トリプラ族、ムロ族、ハジヨン族、ラカイン族などの多様な先住民族が存在する。これらの集団出身の人々は国中に散らばっているが、約 3 分の 1 はバングラデシュ南東部の丘陵地帯であるチッタゴン丘陵地帯 (CHT) に住んでいる。先住民集団は多様であり、外見、服装、名前、言語によって他のバングラデシュ人と区別されることが多い。

## 先住民の生活状況と取扱い

3.8 先住民の貧困率は全国平均を大幅に上回っている。米国国務省は『2023 年バングラデシュ人権報告書 (Human Rights Report on Bangladesh)』において、先住民が居住する地域では食料不安、医療水準の低下、政府支援の不足、土地の権利・民族・政治をめぐる紛争が頻発していると指摘した。

3.9 先住民は仕事やサービスを求めて、ダッカのような都市へ移住することがある。国内の情報筋によれば、人脈や資金が不十分な人々にとってこれは困難であった。都市部では、先住民の女性は通常、縫製工場、家事労働、美容院で働く。先住民の男性は警備員、運転手、製造、販売などの職種に就くことが多い。国内の情報筋によれば、多くの先住民は良好な労働条件を享受していたが、一部は奴隷のような状態に置かれ、職場からの退去を許可されない、あるいは性的暴力にさらされるケースもあった。

3.10 都市に住む先住民は、路上で罵声を浴びせられる、食べ物や飲み物、食器、公共スペースの共用を拒まれるといった差別を経験することがある。国内の情報筋によれば、先住民は言語・外見・習慣が異なるにもかかわらず、しばしば [ロヒンギャ](#) 難民と混同された。主流の学校に通う先住民の児童は、いじめを受けることもある。教育や医療などの公共サービスは一般的に先住民の言語で提供されておらず、ベンガル語が流ちょうではない先住民にとって障壁となっている。

3.11 教育機関や政府職には先住民向けの割当枠が設けられている。国内の情報筋は DFAT に対し、これらの制度は適切に運用されておらず、非先住民の学生が先住民であるとの虚

偽の主張をして割当枠を確保する事例があると伝えた。また、CHT 外に居住する先住民は、住居の賃貸や医療サービスの利用において差別を受けることがあるとも述べた。一部の先住民は裕福であり、子女を海外に留学させている。

### チッタゴン丘陵地帯（CHT）における紛争

3.12 1977 年から 1997 年にかけて、チッタゴン丘陵地帯で武装反乱が発生した。ベンガル人入植者が、先住民が居住していた地域に移住したことに伴う土地とアイデンティティをめぐる紛争が引き金となった。活動家らは、この期間中に治安部隊が恣意的な拘禁、拷問、超法規的殺害を含む深刻な人権侵害を行ったと非難している。反乱期間中に約 6,000 人が死亡し、国内外避難民も発生した（数万人が国境を越えてインドへ逃れた）。政府は、1997 年に先住民代表と締結した CHT 和平協定（CHT Peace Accord）の一環として、先住民の政治的・代表権確保と土地紛争の解決を約束した。国内の情報筋によれば、多くの先住民の不満は未解決のままであり、紛争の継続要因となっていた。

3.13 2022 年以降、CHT では、民族武装組織と国家治安部隊の間、また民族武装組織同士の衝突が増加している。国内の情報筋によれば、治安部隊の対応はしばしば過酷かつ無差別であった。先住民は検問所で嫌がらせを受け、時に恣意的な逮捕や家宅捜索に遭った。2023 年 12 月、カグラチャリ（Khagrachhari）県で 4 人の先住民指導者が殺害され、更に 3 人が身元不明の襲撃者によって拉致された。一部の先住民グループは、これらの襲撃が「ムコシュ・バヒニ（Mukhosh Bahini、覆面の部隊）」として知られる国家の支援を受けた組織によって実行されたと主張している。

3.14 2024 年 4 月、クキ・チン民族戦線（KNF）に所属する戦闘員が、地方政府庁舎と複数の国有銀行に対して同時多発攻撃を実行した。治安部隊は、地元のバウム族コミュニティで女性や児童を含む 100 人超を逮捕し、移動制限を課した。さらに、KNF 戦闘員への食糧供給を阻止する名目で、個人が 5 キログラムを超える米を所持することを禁止した。国内の情報筋は DFAT に対し、この措置が先住民コミュニティ、特に家族を養うために米のまとめ買いに依存する遠隔地住民に多大な苦難をもたらしたと伝えた。

### CHT における土地収奪その他の紛争

3.15 ベンガル人入植者による先住民の土地収奪は、紛争や暴力の原因となることが多い。先住民の政治組織であるチッタゴン丘陵人民連帯協会（PCJSS）によれば、2024 年には約 1,000 エーカーの先住民の土地が、外部からの入植者によって不法に占拠された。国内の情報筋によれば、ベンガル人入植者は時に地元当局に賄賂を贈ったり、それらと結託したりして先住民の土地を掌握していた。

3.16 バングラデシュにおける先住民の人権状況に関する共同提出文書（Joint Submission on the Human Rights Situation of Indigenous Peoples in Bangladesh）は、国連人権理事会における 2023 年バングラデシュ普遍的定期審査（Universal Periodic Review）に先立ち提出された。同文書は、ベンガル人所有企業ラマ・ラバー・インダストリーズ（Lama Rubber Industries）が 2022 年、治安部隊の支援を得て先住民の土地を接収するために放火や暴行、

脅迫を行ったと主張している。土地を奪われたと考える先住民の土地所有者は、チッタゴン土地紛争解決委員会（Chittagong Land Dispute Resolution Commission）や地方当局に苦情を申し立てることができる。国内の情報筋によれば、これらの機関が効果を発揮することはまれであった。

3.17 先住民とベンガル人との間の緊張の他の原因には、宗教的な対立や、先住民よりもベンガル系を優遇する司法判断が含まれる。国内の情報筋は DFAT に対し、特に加害者がベンガル系の場合、性的暴行を受けた先住民女性が正義を得ることはまれだと伝えた。PCJSS は、2024 年に先住民女性及び女兒に対する性的暴力事件が 12 件発生したと報告した。逮捕事例もあったが、PCJSS によれば逮捕者は間もなく釈放された。国内の情報筋はまた、先住民とベンガル系住民との間の交流における好例として、異民族間の結婚、貿易、ビジネス上のつながりなどを挙げた。

3.18 DFAT は、CHT 外の先住民は、学校や職場などの場で中傷やいじめといった社会的差別を受ける低度のリスクに直面していると評価している。CHT 外の先住民は、自国語での教育やサービスへのアクセスが阻まれるといった公的差別を受ける低度のリスクに直面している。DFAT は、CHT の先住民が移動制限、恣意的逮捕及び司法へのアクセスの欠如といった形で公的差別を受ける中度のリスクに直面していると評価している。これらの人々は、ベンガル系入植者による土地収奪や暴力といった形で社会的差別を受ける中度のリスクにさらされており、民族武装集団による暴力を受ける低度のリスクに直面している。

## ロヒンギャ

3.19 ロヒンギャは主にスンニ派イスラム教徒の民族集団であり、伝統的にミャンマー北西部のラカイン（Rakhine）州に居住している。習慣や言語において、ロヒンギャはバングラデシュ南東部チッタゴン地域のベンガル民族に似ている。2017 年、約 70 万人のロヒンギャがラカイン州におけるミャンマー軍の暴力的な攻撃から逃れ、国境を越えてバングラデシュへ流入し、ミャンマーでの過去の暴力の波から逃れてきた既存の難民約 30 万人に加わった。2023 年 11 月以降、ラカイン州の内戦により 16 万 5 千人超のロヒンギャがバングラデシュに到着したと推定される。本稿執筆時点で、UNHCR はバングラデシュに少なくとも 110 万人のロヒンギャが滞在していたと報告している。ロヒンギャ難民の大半は、コックスバザール（Cox's Bazar）とバサンチャール島の 33 のキャンプで生活している。DFAT 国別情報報告書（ミャンマー）を参照。

## コックスバザールにおける生活状況

3.20 コックスバザールは洪水、サイクロン、土砂崩れなどの自然災害が発生しやすい環境にある。支援物資の供給、基本サービスの提供、キャンプ管理のための寄附金が減少していることもあり、状況は悪化しているとみなされている。難民は恒久的な住居を建設することを許可されていない。家屋や共同施設は竹や防水シートなどの材料で作られており、異常気象で容易に損傷する。火災も頻繁に発生する。暫定政府は住宅建設に恒久的な建材の使用を承認しており、本稿執筆時点で対象地域において導入が進められていた。国内の情報筋によれば、道路や小道の数と質に改善が見られた。また、調理用の火に代えて

液化石油ガスを供給することで、森林破壊、土地の劣化、火災による汚染を抑制する取組が部分的に成功したと述べた。

3.21 UNHCR はキャンプ居住者に難民の地位を証明する身分証を発行している。全ての出生と婚姻は UNHCR への登録が義務付けられている。身分証所持者は食料と調理用燃料の配給を受ける権利がある。前政権は 2022 年に新規到着者の登録を一時停止したが、ミャンマーの内戦による避難民の流入が続く中、多数のロヒンギャがバングラデシュへ流入し続けている。DFAT は、本稿執筆時点で 5 万人超の未登録ロヒンギャがキャンプに居住していたと把握している。UNHCR は生体認証登録を実施しているが、バングラデシュ当局はこれを UNHCR の完全な登録とはみなさないことを明言している。

3.22 難民は、キャンプ内の「保健所」や一次医療施設で基本的な医療を受けられる。三次医療は地域のウボジラ保健複合施設やコックスバザール・サダル病院 (Cox's Bazar Sadar Hospital) で利用可能である。しかし国内の情報筋によれば、移動制限や紹介状発行の遅延、治安上の懸念、自己負担費用、障がい者の選択肢不足といった障壁が医療へのアクセスを困難にした。キャンプは過密状態で、肝炎、マラリア、かいせん、デング熱、チクングニア熱などの疾病が、特に雨季に急速にまん延する。予防接種率は高い (UNHCR の登録を受けるには予防接種証明書が必要である)。2025 年 2 月に発表された米国の援助削減に伴う資金不足のため、キャンプ内の医療サービスの一部は運営を停止している。

3.23 ロヒンギャは食料供給を含め、人道支援に圧倒的に依存している。2023 年の UNHCR の調査によれば、難民の 40 パーセントが慢性的な栄養失調に苦しみ、多くは貧血状態だった。世界食糧計画 (WFP) はキャンプ居住者に月額 12 米ドル (18.50 豪ドル) 相当の食料配給を行っているが、本稿執筆時点では米国からの援助資金削減により、2025 年 11 月以降の支援規模は不透明であった。キャンプ内では清潔な水と石けんはおおむね利用可能だが、トイレ設備は不十分である。推定で 3 分の 2 の児童が野外排せつを行っており、これが下痢やその他の疾病のまん延の一因となっている。

3.24 キャンプ内には約 40 万人の学齢期の児童がいるが、実際に学校に通っているのはその 4 分の 3 にすぎない。ユニセフや様々な NGO、宗教団体が支援する学習センターはキャンプ全体で 3,400 か所ある。大半の生徒は 5 年生で学校を離れ、女子の多くは青年期前に退学する。中等教育の機会に限られている。国内のロヒンギャ関係者は、質の高い教育を受けられないことを最大の懸念事項の 1 つとして挙げた。2022 年、ユニセフはミャンマー・カリキュラム (Myanmar Curriculum) を導入した。これは、仮にロヒンギャの生徒が帰還することになった場合に、彼らがミャンマーの学校制度に再統合できるよう準備することを目的としている。

3.25 ロヒンギャの大多数は、キャンプ内外を問わず、合法的に働くことも、財産を所有することも、物品やサービスの売買を行うこともできない。キャンプ内では、小規模な商店や自宅を拠点とした事業を営む者もいる。また、現地の非公式経済に参加する者もあり、彼らは日常的に賄賂の要求、レントシーキング、恐喝にさらされている。人道支援機関や NGO でボランティアとして働き、同じキャンプの住民にサービスを提供する者もいる。難民と現地の受入れ住民の間で、多少の取引が行われることもある。

3.26 約 5 万人のロヒンギャ（その大半は 2017 年以前に到着）は、バングラデシュ当局から難民として認定され、キャンプ外での就労や事業運営が許可されている。全体として、難民の就労機会は限られている。国内の情報筋は DFAT に対し、経済的機会の欠如が多く、ロヒンギャにとっての絶望感の原因であり、密入国や不法移民の要因となっていると伝えた。

3.27 国内の情報筋の中には、ロヒンギャと現地のバングラデシュ人との関係は良好だと DFAT に伝えた者もいたが、一方で周辺地域の受入れコミュニティでは反ロヒンギャ感情が一般的だと述べた者もいた。2019 年にはコックスバザールで、ロヒンギャに対する暴力的な抗議活動が発生した。一部のロヒンギャはキャンプから「行方不明」となり、コックスバザール（あるいはバングラデシュの他の地域）の非公式部門で仕事に就いたり、船でマレーシアやインドネシアに渡航したりしていると推測されている。

### コックスバザールにおける暴力と情勢不安

3.28 キャンプ内では武装集団や犯罪組織が活動し、居住者の安全を頻繁に脅かしている。シンクタンクであるインターナショナル・クライシス・グループ（International Crisis Group）の 2023 年報告書によれば、少なくとも 11 の武装集団がキャンプ内で活動しており、中でもアラカン・ロヒンギャ救世軍（ARSA : Arakan Rohingya Salvation Army）とロヒンギャ連帯機構（RSO : Rohingya Solidarity Organisation）の活動が顕著である。ARSA と RSO は政治的・宗教的目標を掲げているが、同時に犯罪組織でもあり、麻薬密輸、標的殺人、レイプ、拉致、恐喝、縄張り争いを行っている。キャンプ内で活動するその他の武装集団には、アラカン・ロヒンギャ軍（ARA）やロヒンギャ・イスラム・マハズ（RIM）が含まれる。

3.29 国内の情報筋が DFAT に伝えたところでは、キャンプ内では暴力事件が頻発しており、殺人、殺人未遂、拉致、恐喝、レイプの事例が 2022 年 12 月から 2024 年半ばにかけて著しく増加した。国内の情報筋とソーシャルメディアの報道によれば、キャンプ内で活動する武装集団の一部は 2024 年 11 月に停戦協定（「ミッション・ハーモニー（Mission Harmony）」）に署名し、一部の銃器を法執行機関に差し出した。それ以降、ギャング関連の銃撃戦や殺害は減少したと報じられている。しかしながら、現地メディアは 2024 年 12 月、ARSA と RSO の縄張り争いに関連し、6 時間以内に 4 人のロヒンギャが殺害されたと報じた。暴力、特に武装集団による拉致、恐喝、強制徴兵のリスクは依然として深刻である。米国の NGO であるフォーティファイ・ライツ（Fortify Rights）は、2024 年にキャンプ内で少なくとも 65 件の殺人、446 件の拉致、136 件の恐喝が発生したと報告している。

3.30 ロヒンギャのコミュニティ指導者や活動家で、暴力や犯罪組織に反対する声を上げる者は、暗殺のリスクにさらされている。著名なロヒンギャ活動家であるモヒブ・ウッラー（Mohib Ullah）は 2021 年 10 月、正体不明の銃撃者によって暗殺された。マフジー（ロヒンギャのコミュニティ指導者）であるモハマト・エリアス（Mohammad Elias）は、2024 年 5 月に ARSA によって殺害されたとされる。当局はまた、2022 年 10 月にキャンプ内で 2 人のマフジーが殺害された事件についても ARSA の犯行とした。ARSA の指導者で

あるアタッラー・アブ・ジュヌニ (Ataullah Abu Jununi) は、2025 年 3 月にダッカで治安当局に逮捕された。

3.31 国内の情報筋によれば、武装集団は頻繁に児童や大人を拉致し、身代金目的で拘束した。2024 年 4 月の典型的な事例では、モスクへ向かう途中の男児 3 人が拉致され、両親が身代金を支払うまで拘束された。国内の情報筋は、一部の若者がミャンマーでの戦闘に参加するよう武装集団から圧力や脅迫を受けている一方、絶望感や無力感から自ら参加する者もいると DFAT に伝えた。

3.32 武装警察大隊 (APBn : Armed Police Battalion、[警察](#)を参照) はキャンプの警備を担当しているが、実質的に活動するのは日中のみである。夜間は撤退し、警備は非武装のロヒンギャ「ボランティア」に委ねられる。国内の情報筋によれば、2024 年 7 月と 8 月の国内騒乱時 ([国の概観](#)を参照)、APBn はキャンプから撤退し、これによりギャングがつけこむ治安の空白が生じた。その後、APBn はキャンプに戻っている。

3.33 国内の情報筋によれば、2020 年にバングラデシュ軍から APBn が責任を引き継いで以来、キャンプ内の治安状況は悪化している。かつては夜間に限定されていた暴力行為が、今では昼間にも比較的頻繁に発生しており、そこには武装集団間の銃撃戦も含まれ、通行人が負傷したり死亡したりする事例も生じている。国内の情報筋によれば、武装集団が街灯を盗んだり破壊したりしたため、夜間に移動する場合、女性は性的暴行のリスクにさらされ、男性は暴行や強盗のリスクにさらされた。また、APBn の将校の一部がロヒンギャ難民への嫌がらせや虐待を行ったと非難されている。

3.34 国内の情報筋によれば、キャンプの過密状態が頻繁な人間関係のトラブルや、時に暴力事件を引き起こした。原因としては、資源をめぐる争い、児童の行動、借金、持参金に関する紛争などが挙げられる。軽犯罪やささいな紛争については、キャンプ住民は宗教指導者やマフジーによる調停を含む非公式な解決手段を利用できる。NGO であるインターナショナル・レスキュー (International Rescue) の 2019 年報告書によれば、マフジーやイマームによる裁定は特に女性に対して時に恣意的あるいは不公平であった。また一部のマフジーは汚職に関与していたとされ、この見解は国内の情報筋も共有している。

3.35 レイプや殺人などの重大犯罪は、警察、キャンプ責任者 (一定の司法権限を持つ政府代表者)、又は司法に付託される。UNHCR、国際移住機関 (IOM : International Organization for Migration)、バングラデシュ法律援助サービス信託 (BLAST : Bangladesh Legal Aid and Services Trust)、その他の保護 NGO は、キャンプ居住者がこれらの制度を利用できるよう、無料の法的助言と支援を提供している。

3.36 一部のロヒンギャは密航業者に金銭を支払い、インドやタイ、マレーシア、インドネシアなどの第三国へ移送される。『ローウィ・インタープリター (Lowy Interpreter)』誌の 2023 年報告書によれば、コックスバザールから家族が密航する費用は 2,800 豪ドルから 5,500 豪ドルに上る。密航業者を利用するロヒンギャは、強盗、レイプ、逮捕、海難事故など多くのリスクに直面する。[人身取引](#)の被害に遭う者もいる。IOM は密航業者を利用することの危険性をロヒンギャに警告する教育プログラムを実施しているが、国内の情報筋によれば、キャンプ内の絶望的な状況から、リスクを承知の上で渡航する者もいた。

### ロヒンギャ女性の状況

3.37 ロヒンギャ社会は宗教的に保守的で、極めて家父長制が根強い。女性は働く機会も、コミュニティの意思決定に参加する機会もほとんどない。ジェンダーに基づく暴力は一般的であり、児童婚も同様である（[女性](#)を参照）。武装集団のメンバーを含む男性は、服装や行動に関する厳格な文化的・宗教的規範に従わない女性を脅迫することがある。パルダ（purdah）として知られるこれらの規範は、女性が頭からつま先まで覆うことを要求し、男性の親族の同伴無しに家を出ることを禁じている。

3.38 ロヒンギャの慣習によれば、花嫁の家族は現金や物品の持参金を花婿の家族に支払わなければならない。持参金をめぐる争いは頻繁に起き、時に暴力に発展することもある。国内の情報筋によれば、家族は持参金の額を抑えるため、娘を海外（主にインドネシアやマレーシア）に嫁がせようとすることがある。こうした場合、花婿となる男性が花嫁の海外渡航費を負担することが多い。

### バサンチャールにおける生活状況と治安状況

3.39 2020年以降、多数のロヒンギャがバサンチャールに移住させられた。この島はベンガル湾に位置し、不安定な堆積土で形成された島で、バングラデシュ海軍が所有・運営している。移住は公式には自発的とされたが、一部のロヒンギャや人権団体はこれに異議を唱えている。コックスバザールよりは状況が良く、防水シートのテントではなく堅牢な住居が提供されているが、生計手段が乏しく生活費が高いなど、依然として劣悪な状況にあるとDFATは理解している。ヒューマン・ライツ・ウォッチは2021年6月、同島では食料不足、不安定な水源、学校や医療の欠如、そして島外への移動制限を含む「厳しい移動制限」が存在すると報告した。

3.40 コックスバザールもバサンチャールも自然災害、特にサイクロンや洪水にぜい弱である。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、自然災害発生時にバサンチャールから完全に避難することは困難あるいは不可能だと指摘し、島に適切な空港がないことも大きな要因だとしている。何百人ものロヒンギャ住民がバサンチャールからの脱出を試み、その過程で溺死した者もいる。バサンチャールでは過激派活動や性的暴行を含む暴力問題が発生している。島への定住拡大計画はあるが、コックスバザールのキャンプにいるロヒンギャ全体のほんの一部しか受け入れることはできない。

3.41 DFATは、バングラデシュのロヒンギャが、武装集団や他のロヒンギャによるキャンプ内での暴力の被害に遭う高度のリスクに直面しており、現地のバングラデシュ人や治安部隊による暴力を受ける低度のリスクに直面していると評価している。ロヒンギャは、移動制限や合法的な就労及び財産所有の禁止といった形で、民族やバングラデシュにおける法的地位を理由とした公的差別を受ける高度のリスクに直面している。ロヒンギャ女性は、ジェンダーに基づく暴力の被害に遭う高度のリスクに直面している。ロヒンギャに対する国家の保護は不十分である。

## 宗教

3.42 2022 年の国勢調査によると、バングラデシュの人口の 91 パーセントはスンニ派イスラム教徒、8 パーセントはヒンドゥー教徒であり、残りは主にキリスト教徒か仏教徒である。少数の精霊信仰者やその他の少数派宗教も存在する。宗教的少数派はバングラデシュ全土に見られるが、特に CHT の先住民の間で多く見られる。

### 宗教的表現の自由

3.43 バングラデシュは世俗国家として設立された。1988 年の憲法改正によりイスラム教が国教とされたが、「法律、公序良俗、道徳に従うことを条件に」宗教的平等と自由は引き続き保障されている。一部の宗教的少数派は、イスラム教を国教と定めたことが他の宗教に対する差別であり、不寛容な雰囲気をもたらし、これを批判している。2024 年、憲法裁判所は 1988 年の改正を撤回するよう求めた請願を却下した。

3.44 冒とく行為は明示的には犯罪化されていないが、1860 年刑法は宗教的感情を侮辱する意図をもってなされた発言や行為を犯罪化しており、罰金又は最長 2 年の懲役刑が科される可能性がある。国内の情報筋によれば、この法律はイスラム教を批判しているとみなされた人々を罰するために不釣り合いに利用されており、非イスラム教徒の宗教的感情を保護する目的では利用されていない。例えば、2024 年 4 月に現地メディアが報じたところでは、シャリアプール (Shariatpur) でヒンドゥー教徒の男性が、「イスラム教徒の宗教的感情を傷つける」とみなされた曲の歌詞をオンラインで共有した後に逮捕された。宗教侮辱を禁止する同法はまた、預言者ムハンマドに対する侮辱とみなされる行為も含むと裁判所によって解釈されている。

3.45 2006 年情報通信技術法 (Information and Communication Technology Act) は、「わいせつな素材」、「法と秩序の悪化を招くおそれのある表現」、「宗教的感情を傷つける発言」を犯罪化している。これらの規定は、イスラム教への侮辱とみなされた行為で個人を起訴するために利用されてきた。現在は廃止されている 2023 年サイバーセキュリティ法 (Cyber Security Act) とその前身である 2018 年デジタルセキュリティ法 (Digital Security Act) は、宗教的価値観や感情を傷つける意図のある情報を電子形式で公表又は放送することを犯罪化していた。2023 年 2 月、ヒンドゥー教徒の 10 代の若者が、警察がイスラム教徒によるランプル (Rangpur) 地区のヒンドゥー教徒村落への暴力・放火攻撃をあおったと主張するソーシャルメディア上の投稿を行ったとして、旧 2018 年デジタルセキュリティ法に基づき懲役 5 年の判決を受けた (実際の攻撃については誰も有罪判決を受けていない)。2023 年サイバーセキュリティ法は 2025 年 5 月に廃止され、サイバーセキュリティ条例 (Cyber Security Ordinance) に置き換えられた。これにより、宗教的価値観や感情を傷つける情報の電子的公開又は放送を犯罪化する旧法の規定は削除された。2025 年サイバーセキュリティ条例は、宗教的・民族的暴力を扇動するコンテンツを禁止している ([メディアとジャーナリスト](#)を参照)。

3.46 バングラデシュでは、背教、改宗、布教活動は犯罪ではない。国内の情報筋によれば、特に福音派キリスト教徒による攻撃的とみなされる布教活動は、しばしばコミュニティの緊張の源となっている。2023 年の米国国務省『バングラデシュの信仰の自由に関する

る国際報告書』(US Department of State International Religious Freedom Report for Bangladesh) は、イスラム教からキリスト教に改宗した人々が身体的暴力、嫌がらせ、社会的孤立に直面することがあるとの NGO の主張を記している。

3.47 国内の情報筋によれば、[先住民](#)がイスラム教への改宗を選択したり、改宗を迫られたりする場合がある。その一因として、イスラム教徒が他の宗教の信者よりも大きな社会的・経済的利益を得ているという認識が挙げられる。DFAT は、この慣行が広範に及んでいるわけではないと理解している。NGO であるカパエング財団 (Kapaeeng Foundation) の 2017 年報告書は、一部の先住民の児童が強制改宗の対象となっていたと述べている。DFAT は、より最近の事例については把握していない。

3.48 家族法(婚姻、離婚、相続、養子縁組に関するもの)には、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒向けの特定の規定が含まれているが、全ての宗教コミュニティの事件は同じ世俗裁判所で審理される。異宗教の家族や、イスラム教・ヒンドゥー教・キリスト教以外の信仰を持つ者、あるいは宗教を信仰しない者向けの、別個の民事家族法が存在する。家族法は、宗教的個人法と複数の世俗法を融合したものであり、そこには 1961 年ムスリム家族法条例 (Muslim Family Laws Ordinance)、1955 年ヒンドゥー婚姻法 (Hindu Marriage Act)、1872 年キリスト教婚姻法 (Christian Marriage Act)、1872 年特別婚姻法 (Special Marriage Act)、1980 年後見人及び被後見人法 (Guardians and Wards Act)、1985 年家庭裁判所条例 (Family Courts Ordinance)、1939 年ムスリム婚姻解消法 (Dissolution of Muslim Marriages Act)、1956 年ヒンドゥー相続法 (Hindu Succession Act)、1956 年ヒンドゥー養子縁組及び扶養法 (Hindu Adoption and Maintenance Act) などが含まれる。

## カースト差別

3.49 カースト差別は憲法で違法とされている。国内の情報筋が DFAT に伝えたところによれば、バングラデシュにおけるカースト差別は他の南アジア諸国におけるほど広がっていない。しかしながら、ダリット (Dalit) とも呼ばれる低カーストの[ヒンドゥー教徒](#)は不釣り合いなほど貧困状態にあり、大半が単純労働に従事している。一部は疎外(例えば、人々が彼らと一緒に座ることを拒むなど)を経験している。NGO であるトランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュ (Transparency International Bangladesh) の 2019 年の調査によれば、ダリットは基本的なサービスを受けるために不釣り合いなほど賄賂を要求されることが判明した。ダリット活動家団体によれば、ダリット[女性](#)はしばしば性的嫌がらせや暴力にさらされている。一部の低カーストのヒンドゥー教徒は、カースト差別を避けるために(特に[キリスト教](#)に)改宗するが、改宗後も差別が継続することが多い。

## アフマディー教徒

3.50 アフマディー教徒は、19 世紀末に英領インドで形成されたイスラム教の救世主運動の信徒である。彼らは、信徒から救世主かつ預言者とみなされている、創設者ミルザ・グラーム・アフマド (Mirza Ghulam Ahmad) の名を冠している。アフマディー教徒は自らをイスラム教徒と認めコーランの教えに従うが、他の多くのイスラム教徒からは異端視され

ている。前BNP政権は、2004年にアフマディー教徒の出版物を禁止した。この禁止令は施行されず、後に解除された。

3.51 アフマディー教徒は、預言者ムハンマドが最終預言者ではないと信じるため、他の多くのイスラム教徒から疑いの目で見られている。これが社会的差別や暴力、具体的には身体的攻撃やボイコット、国家に対するアフマディー教徒を非イスラム教徒と認定する要求などを招いている。OHCHRによれば、2024年7月と8月の反政府抗議活動中及びその後、アフマディー教徒は、家屋の放火や礼拝所の襲撃を含む、暴徒による暴力的な攻撃を受けた。これには、信ぴょう性があるとOHCHRが評価した、2024年8月5日にパンチャガル（Panchagarh）で117軒の家屋と1つのモスクが破壊されたという申立てが含まれる。2023年3月、アフマディー教徒がパンチャガルで3日間の宗教大会を開催する計画を発表した後、数百人のイスラム教徒が同地のアフマディー教徒コミュニティを襲撃した。この襲撃で2人が死亡し、数十人が負傷し、数百戸のアフマディー教徒の住宅、モスク1つ、診療所1つが破壊された。

3.52 DFATは、アフマディー教徒が散発的な襲撃や暴徒による暴力という形で、社会的な暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価している。アフマディー教徒は、ヘイトスピーチや彼らの事業へのボイコットの呼びかけという形で、社会的な差別を受ける中度のリスクに直面している。DFATは、アフマディー教徒が公的差別を受ける低度のリスクに直面していると評価している。

### 無神論者と世俗主義者

3.53 バングラデシュでは無神論はまれであり、支持されていない。宗教、特にイスラム教はバングラデシュの文化とアイデンティティの中核をなす。国内の情報筋はDFATに対し、神を信じないと公言する無神論者は家族やコミュニティから支援を得られず、暴力に直面する可能性があると言った。

3.54 バングラデシュでは世俗主義が長い歴史を持つにもかかわらず、国内の情報筋によれば、ハシナ政権の退陣とバングラデシュ社会におけるイスラム主義勢力の再興を受け、世俗主義はますます強い圧力を受けている。2025年3月には、禁止組織であるヒズブ・タハリール（Hizb ut-Tahrir）に所属する数百人がダッカの街頭に繰り出し、シャリーア（sharia、イスラム法）に基づくイスラム国家の樹立を訴えた。

3.55 2025年1月、憲法改正委員会（Constitutional Reform Commission）は、国民投票による承認を条件に、改正憲法において世俗主義の原則を「多元主義」に置き換えることを勧告した。執筆時点では、世俗主義は依然として憲法に明記されていた。国内の情報筋によれば、世俗主義者は特に社会における宗教の役割を批判する際に、宗教的なバングラデシュ人と対立することが多かった。日経アジアは2025年3月、宗教的な暴徒が公共の場でスカーフを着用しない女性に嫌がらせを行い、ラマダン中の飲食を非難し、日中の断食時間中に営業する飲食店を破壊していると報じた。

3.56 無神論者と世俗主義者は、特に 2013 年から 2016 年にかけて、イスラム過激派による攻撃の標的となってきた。自らを「過激派無神論者」と称するブロガーであるアシフ・モヒウディン (Asif Mohiuddin) は 2013 年 1 月、イスラム過激派に刺されて負傷した。別のブロガーであるアヴィジット・ロイ (Avijit Roy) は 2015 年、テロ組織アンサル・アル・イスラム (Ansar al-Islam) のメンバーによって殺害された。彼を襲撃した人物は 2021 年、反テロ裁判所で死刑判決を受けた。DFAT は、無神論者や世俗主義者に対するより最近の攻撃事例を把握していない。

3.57 DFAT は、公に神への不信仰を表明し、あるいは宗教を批判する無神論者が、イスラム過激派による標的型暗殺や襲撃という形で暴力に遭う中度のリスクに直面していると評価している。彼らは、特に自らの信念を他者に受け入れさせようとする場合、社会的差別を受ける中度のリスクに直面している。

## 仏教徒

3.58 仏教徒は人口の約 1 パーセントを占める。大半は先住民であり、外見や服装、名前、言語で識別可能なことが多い。彼らは主に CHT に居住する。国内の情報筋によれば、仏教徒は土地の収奪に遭うことが多かったが、これは一般的に彼らの宗教ではなく、先住民としての民族性と CHT に居住していることが原因であった。

3.59 国内の情報筋によれば、仏教徒は時に社会的差別を受けることがあるが、その差別が宗教に基づくものか民族に基づくものは不明であった。仏教徒はおおむね、学校カリキュラムの一環として信仰に関する指導を受けることができる (ただし教師が必ずしも仏教徒であるとは限らない)。国内の情報筋は、仏教徒は一般的に教育、医療その他の公共サービスを利用する際に、宗教に基づく差別を受けることはないと言った。

3.60 仏教徒は定期的にコミュニティ間の暴力の影響を受けてきた。2021 年の反 [ヒンドゥー教徒](#) 暴動では仏教寺院がいくつか被害を受け、2024 年 1 月にはコックスバザールの仏教寺院が放火された。2021 年 5 月には CHT で仏教僧が殺害されたと報じられている。2024 年 7 月には別の仏教僧が殺害されたが、動機は不明であった。特に 2012 年には、仏教徒がコーランの冒とくに関与したという虚偽のフェイスブックへの投稿をきっかけに、イスラム主義者らが仏教徒の住居や寺院を破壊する暴力が発生した。DFAT は、仏教徒に対する暴力や差別に関するより最近の事例を把握していない。

3.61 DFAT は、仏教徒は時折発生する局所的な事件の形で社会的な暴力を受ける低度のリスクに直面していると評価している。仏教徒は、宗教を理由とした社会的差別を受ける低度のリスクに直面しているが、特に CHT の仏教徒に関しては、宗教的差別と人種的差別を区別することは困難な場合が多い。

## キリスト教徒

3.62 キリスト教徒は人口の 0.5 パーセントを占める。多くは [先住民](#) であり、外見や服装、名前、言語で識別可能なことが多い。多くのキリスト教徒は 15 世紀に改宗した人々の子孫であり、他のバングラデシュ人と外見は似ているが、ポルトガル系の姓を持つ。キリスト

教徒は全国にコミュニティを形成しているが、特に CHT に多く存在し、バリサル (Barishal) 市、バリサル県のグルナディ (Gournadi)、ゴパルガンジ (Gopalganj) 県のバニアルチャル (Baniarchar)、ダッカのモニプリパラ (Monipuripara) とクリスチャンパラ (Chirstianpara)、ガジプール (Gazipur) やクルナ (Khulna) といった都市に集中している。

3.63 他の宗教的少数派と同様に、キリスト教徒も 2015 年から 2016 年にかけてイスラム過激派の標的となった。この期間中、推定 36 人のキリスト教指導者が殺害予告を受け、イスラム国と関連する武装勢力がボンパラ (Bonpara) で改宗したキリスト教徒を殺害し、クリグラム (Kurigram) ではキリスト教の牧師を殺害した。国家治安部隊による対テロ作戦により、これらのテロ組織の活動能力は大幅に低下した。国は復活祭やクリスマスといった重要な時期に、教会周辺に武装警備を配置している。

3.64 DFAT は、キリスト教徒に対する差別が散発的に発生していることを把握している。国際的なキリスト教系 NGO の一部は、バングラデシュでキリスト教徒が依然として暴力に直面していると述べている。2020 年 2 月には、コックスバザールの難民キャンプでキリスト教徒の家族のグループが襲撃され、キリスト教の牧師とその娘が拉致された。2021 年 7 月には、カトリック系ニュースサイトである PIME アジアニュース (PIME Asia News) が、ランガマティ (Rangamati) で仏教徒が改宗したキリスト教徒を襲撃し、仏教への復帰を強要しようとしたと報じた。国内の情報筋によれば、近年ではキリスト教徒に対するコミュニティ間の暴力はまれである。国内の情報筋は、キリスト教徒は土地の収奪に遭うことが多いが、これは一般的に彼らの宗教ではなく、先住民としての民族性と CHT に居住していることに関連していると述べた。

3.65 キリスト教徒に対する住宅や雇用に関する差別が報告されている。2023 年 2 月、PIME アジアニュースは、ダッカ南市公社 (Dhaka South City Corporation) が「法律違反」を理由にドルプル (Dholpur) で 1,000 人超のキリスト教徒を自宅から立ち退かせ、2 つのキリスト教会を破壊したと報じた。国内の情報筋によれば、ハシナ政権崩壊後、一部のキリスト教徒がイスラム主義団体やコミュニティから差別や虐待の対象とされた。例えば、多数の宣教師学校が閉鎖を余儀なくされ、キリスト教徒の教師がイスラム主義団体からの脅迫により辞職を強いられたと報告されている。

3.66 国内の情報筋が DFAT に報告したところによれば、行政府や軍隊においてキリスト教徒の割合は低い。ただし一般的に教育、医療その他の公共サービスを利用する際に、キリスト教徒が宗教を理由に差別を受けることはなかった。異宗教間の結婚や改宗が発生することもあり、おおむね容認されているが、時に家族内の不和を招くこともある。ヒンドゥー教から改宗したキリスト教徒や、[低カーストのヒンドゥー教徒](#)の背景を持つ者の中には、低カーストのヒンドゥー教徒と同様の差別を継続的に経験している者もいる。

3.67 DFAT は、キリスト教徒は一般的に、散発的な局所的攻撃という形で社会的暴力を受ける低度のリスクや、住居の取得及び雇用における散発的な差別という形で公的又は社会的差別を受ける低度のリスクに直面していると評価している。政治的・宗教的緊張が高まった時期には、これらのリスクが増大する。低カーストのヒンドゥー教徒出身のキリス

ト教徒は、低カーストのヒンドゥー教徒と同様の社会的差別を受けるリスクに直面する。[先住民](#)も参照。

### ヒンドゥー教徒

3.68 ヒンドゥー教徒はバングラデシュで最大の宗教的少数派だが、独立以降その数は減少している。1991年には人口の15パーセントを占めていたが、2022年までにこの割合は8パーセントまで低下した。大半のヒンドゥー教徒は民族的にも言語的にもベンガル人であり、多数派のイスラム教徒と外見上区別がつかない。ヒンドゥー教徒は服装で識別されることが多い。具体的には、手首に赤い紐を巻くこと、特定の腕輪を身につけること、ビンディ (bindi、眉間に付ける赤い点。バングラデシュではティーブ (teep) と呼ばれる)、シンドゥール (sindoor、既婚女性の髪に付ける赤い粉) などが挙げられる。ヒンドゥー教徒は全国に分布している。その多くは富裕層であり、バングラデシュのヒンドゥー教徒とムスリムの間には富の格差があるという認識がある。

3.69 バングラデシュ独立戦争中、ヒンドゥー教徒は親パキスタン勢力に標的とされ、超法規的殺害、レイプ、その他の人権侵害を受けた。戦後、多くのヒンドゥー教徒は1974年既得財産法 (Vested Property Act) の影響を受けた。この法律は独立前の政策を引き継ぎ、インド国籍者及びインド在住者の企業、土地、建物を没収するものであった。これらの財産の返還を定めた法律 (既得財産返還法 (Vested Property Return Act)) が2001年に成立したが、国内の情報筋によれば、実施上の不備や官僚的な障壁により、返還されたヒンドゥー教徒の財産はごくわずかであった。

3.70 ヒンドゥー教徒は特に国政選挙前後や、インドにおける反ムスリム事件への対応として、定期的にコミュニティ間の暴力の標的となる。国内の情報筋によれば、バングラデシュのヒンドゥー教徒はほぼ例外なく[アワミ連盟](#)を支持しており、ライバル政党である[BNP](#)や[ジャマアテ・イスラミ](#)の支持者の標的となる。OHCHRは、2024年7月と8月の反政府抗議活動中及びその後、ヒンドゥー教徒の住宅、事業所、礼拝所及び葬儀場に対する襲撃、略奪、破壊行為があったと報告した。一部の事例では、ヒンドゥー教徒が身体的暴行を受け、喉を切られた女性や鋭利な武器で負傷した男性もいた。攻撃は主に農村部やアワミ連盟に同情的とみなされる地域で頻発した。加害者は主にBNP、ジャマアテ・イスラミ、その他の組織化されたグループの地元支持者であった。暫定政府は2024年8月5日から10月22日までの間に、ヒンドゥー教徒に対する88件のコミュニティ間暴力事件を記録し、70人が逮捕された。

3.71 バングラデシュの宗教的少数派を代表する最高機関であるヒンドゥー教徒・仏教徒・キリスト教徒統一評議会 (Hindu-Buddhist-Christian Unity Council) によれば、ハシナ政権崩壊直後に少なくとも9人のヒンドゥー教徒が暴徒によって殺害された。暫定政府、BNP、ジャマアテ・イスラミ及び学生指導者らは、ヒンドゥー教徒に対する暴力を非難した。OHCHRは、2024年8月6日以降、BNP、ジャマアテ・イスラミ、学生団体及び社会組織によるヒンドゥー教徒の住居や礼拝所を保護する現地での取組を報告した。2025年4月には、著名なヒンドゥー教徒コミュニティ指導者であるバベシュ・チャンドラ・ロイ (Bhabesh Chandra Roy) が拉致され、殺害された。現地メディア報道によれば、この殺害

は貸金の返済拒否に関連していた可能性がある（警察によれば、容疑者は[高利貸し](#)として知られていた）。国内の情報筋は、2024年8月以降のヒンドゥー教徒に対する攻撃が宗教的動機に基づく、組織的あるいは計画的なものだったという証拠はないと述べた。

3.72 宗教的暴力は、ヒンドゥー教徒がイスラム教を侮辱したとされる事件、あるいはその噂によっても引き起こされてきた。2024年12月、バングラデシュ北東部のスナムガンジ（Sunamganj）県では、ヒンドゥー教徒がフェイスブック上でイスラム教を侮辱する発言をしたとされる事件を受け、イスラム教徒がヒンドゥー教の寺院や家屋、店舗を破壊した。2021年10月には、ドゥルガー・プージャ（Durga Puja）祭（バングラデシュのヒンドゥー教コミュニティにとって最大の祭り）の祝賀中にヒンドゥー教徒がコーランを冒とくしたとの主張が、反ヒンドゥー暴力行為を引き起こした。この暴力で4人が死亡し、680人超が逮捕された。その後、政府は2023年と2024年のドゥルガー・プージャ祭期間中に同様の暴力が発生しないよう対策を講じた。

3.73 2013年から2016年にかけて、イスラム国との関連を主張するグループを含むイスラム過激派組織が、バングラデシュ全土で少数派の宗教・社会集団を標的とした小規模な局所的攻撃を複数実施した。これらの攻撃で、複数のヒンドゥー教徒が死亡又は重傷を負った。警察が寺院と聖職者の保護のために派遣され、大規模な対テロ作戦が展開された。これらの作戦により過激派組織の能力は低下したが、更なる攻撃のリスクは依然として残っている。

3.74 国内の情報筋によれば、ヒンドゥー教徒に対する雇用差別はまれであった。ヒンドゥー教徒は政府、行政府、警察、司法機関において上級職に就いていた。軍隊は例外であり、国内の情報筋によれば、特に上級職においてヒンドゥー教徒の割合が低かった。国内の情報筋によれば、ヒンドゥー教徒は一般的に教育、医療その他の公共サービスを利用する際に、宗教に基づく差別を経験しない。

3.75 DFAT は、ヒンドゥー教徒が1974年既得財産法の下で失われた財産の返還を妨げる障壁といった形で公的差別を受ける低度のリスクに直面していると評価している。ヒンドゥー教徒に対する社会的差別や暴力の発生頻度は様々だが、DFAT は、宗教的・政治的緊張が高まる時期（ハシナ政権崩壊直後など）に反ヒンドゥー感情が急速に増大し、暴力に発展する可能性を踏まえ、ヒンドゥー教徒が全体として社会的差別や暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価している。[低カーストのヒンドゥー教徒](#)は、雇用差別や排除といった形で社会的差別を受ける高度のリスクに直面している。

### **（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見**

3.76 バングラデシュは、その歴史の大部分において、アワミ連盟とBNPが支配する二大政党制を有してきた。[アワミ連盟](#)は伝統的に世俗的かつ自由主義的で、農村に支持基盤を持ち、広く親インド的な外交政策の立場を取ってきた。[BNP](#)は伝統的に政治的イスラムへの寛容性が高く、保守的で都市に支持基盤を持ち、反インド的な視点を持っている。

3.77 アワミ連盟とBNPの関係は、長年にわたる敵意によって特徴づけられており、国内の情報筋の一人はこれを「憎悪の文化」と表現している。この対立は最高レベルの極めて

個人的な関係に根差している。アワミ連盟の指導者であり元首相であるシェイク・ハシナは、「国父」シェイク・ムジブル・ラフマンの娘であり、BNP の指導者であるカレダ・ジアは、同党創設者であり元将軍かつ大統領のジアウル・ラフマンの未亡人である。シェイク・ムジブル・ラフマンとジアウル・ラフマンは、いずれも在任中に暗殺された。それぞれの政党は彼らを殉教者とみなしている。

3.78 政権の座にあった時、アワミ連盟は野党、特に BNP とジャマアテ・イスラミの活動を制限した。野党関係者はしばしば政治的デモに関連して、逮捕されたり[失踪](#)したりした。国内の情報筋によれば、何千人もの人々が放火や器物損壊などの罪で起訴されたが、その多くは不当なものであった。治安部隊は頻繁に野党の集会やデモを阻止し、また選挙期間中、野党の選挙運動にも干渉した。ハシナ政権下では情報が厳しく統制され、監視と自己検閲の雰囲気まん延していた。

3.79 ハシナ政権の崩壊以来、バングラデシュにおける政治的抑圧の構図は逆転した。かつて強大だったアワミ連盟とその同盟勢力は、国家改革に関する国民的合意形成の対話から排除されている。対照的に、アワミ連盟政権下で政治的権利を剥奪され差別されてきた BNP とジャマアテ・イスラミのメンバーは、今や自由に活動し、より大きな影響力を行使している。2025 年 2 月、ハシナ政権に対する反乱の学生指導者たちは、次期選挙（2026 年に予定されている）に立候補するため、新政党として国民市民党（National Citizen Party、ジャティヤ・ナガリク党（Jatiya Nagarik Party））の結成を発表した。

3.80 前ハシナ政権時代もその後も、集団訴訟の提起が反対派を標的にするために利用されてきた。集団訴訟においては、放火などの罪で告発された少数の容疑者の実名が記載され、続いて数百人の「無名の人物」が同じ罪で告発されていると記される。多くの場合、告発を裏付ける証拠は存在しない。OHCHR は 2025 年 2 月の報告書で、有罪判決の現実的な見込みに関する十分な証拠に基づく個別事件の捜査ではなく、根拠のない告発や集団訴訟に基づく逮捕を行うことは、適正手続を損なう「不正行為」の一形態だと述べた。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこの慣行を「乱用」と表現し、警察が「事実上誰に対しても逮捕すると威嚇・脅迫できる」状態を許していると指摘している。

3.81 国内の情報筋、現地メディア、国際人権団体は、2024 年 8 月のハシナ政権崩壊直後に集団訴訟の提起が急増したと報告している。大半の事件では、アワミ連盟に実際に所属している、あるいは所属しているとみなされた人々が標的となった。現地メディアによれば、俳優、実業家、ジャーナリスト、警察官、官僚、さらには故人まで、様々な分野の人々が巻き込まれた。2025 年 4 月、警察長官（Inspector-General of Police）は不当に告発されたとされる人々に警察の支援を求めるよう助言した。警察長官は、多くの事件が金銭を強要し、恐怖心を植え付ける目的で提起されたことを認めた。

3.82 国内の情報筋によれば、2025 年には集団訴訟は減少しており、最近のアワミ連盟支持者に対する取締りでは、容疑者を逮捕するために集団訴訟の提起が利用された様子はない。2025 年 4 月、暫定政府は、政治的動機による訴訟（2009 年 1 月 6 日から 2024 年 8 月 5 日までに提起された数千件）のリストを公表し、取下げを勧告する意向を示した。

## アワミ連盟

3.83 アワミ連盟は、1949年にシェイク・ハシナ元首相の父であるムジブル・ラフマンが共同設立した政党である。同党は直近では2009年から2024年まで政権を握っていた（[国の概観](#)を参照）。この期間中、アワミ連盟は行政府、経済界、高等教育分野における多くの機会を独占していた。そのため、人々は成功するために同党若しくはその関連組織への加入を余儀なくされることもあった。

3.84 2025年5月、暫定政府は国家安全保障上の懸念を理由に、2009年反テロリズム法（Anti-Terrorism Act）に基づきアワミ連盟の全ての活動を禁止した。暫定政府は、2024年の蜂起中に発生した抗議活動参加者の死亡事件に関する同党及び指導者への訴訟が終結するまで、禁止措置を維持すると表明した。アワミ連盟は、この措置は違法だと主張した。同党の学生組織（バングラデシュ・チャトラ・リーグ、BCL : Bangladesh Chhatra League）は、蜂起中の抗議活動参加者に対する暴力的な攻撃に関与したとして、2024年10月、2009年反テロリズム法に基づき活動を禁止された。

3.85 ハシナ政権崩壊後、アワミ連盟の党員に対する大量逮捕が行われている。容疑には、学生デモ参加者に対する殺人・過失致死・暴行、BNP事務所の破壊行為、横領その他の汚職関連犯罪が含まれる。国内の情報筋がDFATに伝えたところによれば、2024年8月5日から30日にかけて、アワミ連盟に所属又は関連する19万4千人を対象に、殺人や汚職を含む256件の集団訴訟（前節参照）が提起された。

3.86 2025年4月、アワミ連盟支持者に対する警察の取締りの一環として、バングラデシュ全土で約1万2,700人が逮捕された。これらの逮捕は「悪魔狩り作戦（Operation Devil Hunt）」に続くものであり、これを拡大したものである。悪魔狩り作戦では、2025年2月8日から3月1日にかけて、騒乱を抑制し公共の安全を確保するためのキャンペーンの一環として、約1万2,500人（主にアワミ連盟支持者）が逮捕されていた。2025年2月、暫定政府は35人のアワミ連盟関係者が国際法上の犯罪容疑で逮捕され、更に70人（一部は国外在住）が捜査対象となっていると発表した。DFATは、2025年5月時点でアワミ連盟メンバーによる犯罪容疑に関連する300件超の事件が、バングラデシュ国際犯罪法廷（Bangladesh's International Crimes Tribunal、国内裁判所）に提訴されていたことを把握している。同裁判所は2025年5月に初公判を開始した。国内の情報筋によれば、全ての事件の審理が終了するまでには数年を要する見込みである。

3.87 OHCHRは、2024年7月と8月の反政府抗議活動中及びその後、アワミ連盟の党員や関係者を対象とした報復攻撃が広範囲にわたり発生したことを記録した。一部の人々は自宅を破壊され、略奪され、あるいは燃やされ、身体的暴行を受けた。アワミ連盟と関係のある企業も標的となり、一部はBNP支持者によって強制的に接収された。2025年2月、シェイク・ハシナがインドからのオンライン演説で暫定政府を「違憲」と非難したことを受け、ハシナの父の育った歴史的な家屋や元アワミ連盟議員の住宅を含む、同連盟に関連する資産が標的となった。DFATは、アワミ連盟職員が政治的所属を理由に襲撃され、時には殺害される事例の報告を把握している。現地メディアの報道によれば、こうした状況下で約50人が死亡した。

3.88 DFATは、元アワミ連盟議員の海外渡航は全面的に禁止されていないと認識している。しかし国内の情報筋によれば、大半は渡航できなかった。以前使用していた外交旅券

が取り消され、旅券事務所は彼らに一般旅券を発行しないよう指示されていたと報じられている。これとは別に、裁判所はアワミ連盟所属の元閣僚や議員数人に対し、在任中の不正や汚職疑惑などを理由に渡航禁止命令を下している。

3.89 国内の情報筋によれば、アワミ連盟と関係のある公務員の大半は職を維持できたが、一部は職から外されたり、異動させられたりした。解雇された者は少数である。多くの警察官は、アワミ連盟との関わりや2024年の抗議運動への暴力的な対応により、職を離れることを余儀なくされた。多くは身を隠していると伝えられている。国内の情報筋はDFATに対し、アワミ連盟と関係のある一部の高官や実業家が、ハシナ政権崩壊後に個人的な人脈を利用して制裁を免れたと伝えた。

3.90 DFATは、ハシナ政権に属していたアワミ連盟所属の国会議員が逮捕される高度のリスクに直面していると評価している。2024年7月と8月の抗議活動参加者の死亡事件における役割や、政権在任中の職権乱用疑惑について正当な説明責任を負うケースもあるが、多くの議員は恣意的な拘禁に直面している。逮捕された場合、保釈や公正な裁判を受ける可能性は低い。DFATは、拘禁中に暴力やその他の虐待を受けたアワミ連盟関係者の事例を把握していない。DFATは、ハシナ政権に属していたアワミ連盟議員が、政敵や抗議活動参加者による身体や財産への攻撃という形で、社会的差別や暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価している。DFATは、脅威に直面したアワミ連盟関係者が警察の保護を求めた事例を把握していない。

3.91 DFATは、アワミ連盟の地区組織者、元国会議員、党職員、党員及び支持者が、恣意的な拘禁や職の喪失といった形で、公的差別を受ける高度のリスクに直面していると評価している。彼らは一般的に暴力を受ける低度のリスクに直面しているが、これは地域や個人の状況によって異なり、安全に対する正当な懸念を抱く者もいる。彼らは理論的には国家の保護を受けられるが、2024年7月と8月の蜂起以降、警察の能力と有効性が低下しているため、必ずしも国家の保護が効果的とは限らない。

3.92 アワミ連盟と関係のある公務員は、恣意的な解雇、降格、職務から外されること又は異動といった形で、公的差別を受ける中度のリスクに直面している。警察官の場合、こうした差別のリスクは高い。アワミ連盟と関係のある事業主は、略奪、破壊行為及び放火攻撃といった形で、社会的差別や暴力を受ける中度のリスクに直面している。

### バングラデシュ民族主義党 (BNP)

3.93 BNPは1978年に設立され、幾度か政権を担った。2014年から2024年にかけて、同党はハシナ政権による積極的な弾圧活動により、著しく存在感を減退させた。また、アワミ連盟に有利な不正選挙だと主張して最近の選挙をボイコットしたことも、BNPの影響力低下の一因となった。アワミ連盟と同様に、BNPも草の根レベルで様々な委員会を維持している。国内の情報筋はDFATに対し、BNPが幅広い国民的支持を得ていると伝えた。

3.94 BNP所属の元首相であるカレダ・ジアは、2018年2月に汚職容疑で有罪判決を受け、懲役5年を言い渡された。2018年10月には別の汚職容疑で更に7年の刑を宣告された。BNPは、ジアに対する起訴は政治的動機によるものだと主張した。ジアは2024年8月

6日、シェイク・ハシナがバングラデシュ国外へ逃亡した翌日に自宅軟禁から解放された。2025年1月、ジアは全ての起訴事実について無罪判決を受けた。2025年1月、ジアは治療のため英国に渡航し、同年5月にバングラデシュへ帰国した。

3.95 ハシナ政権下では、BNP 党員に嫌がらせをするために虚偽の刑事告発や嫌がらせ目的の民事訴訟手続が日常的に用いられた。国内の情報筋によれば、数百万の BNP 支持者がこうした訴訟に直面し、多くが[失踪](#)した。2024年の選挙前には、数千人の BNP 支持者が破壊行為やごみ収集車への放火、火炎瓶を投げつけた容疑をかけられて逮捕された。こうした告発は、証拠に裏付けられていない場合が多かった。

3.96 国内の情報筋によれば、2024年8月のハシナ政権崩壊後、BNP の政治犯は釈放された。2025年4月、暫定政府は政治的動機に基づく事件（2009年1月6日から2024年8月5日までに提訴された数千件）のリストを公表し、その取下げを勧告する意向を示した。BNP の暫定議長であり、首相候補とみられるタリク・ラフマン（Tarique Rahman、ジアウル・ラフマンとカレダ・ジアの息子）は、ハシナ政権崩壊後、扇動罪や汚職を含む様々な容疑について無罪判決を受けた。国内の情報筋によれば、BNP は現在自由に活動しており、暫定政府内で影響力を持っている。BNP 党内の暴力については、[治安情勢](#)を参照。

3.97 アワミ連盟が政権を握っていた期間、BNP の支持者は重大な公的差別や時に暴力を経験したが、DFAT は、BNP の指導者や支持者は一般的に、暫定政府下において公的・社会的暴力や差別に直面していないと評価している。

## ジャマアテ・イスラミ

3.98 ジャマアテ・イスラミは、1971年の独立戦争時にパキスタン軍を支援したイスラム主義政党である。同党は2014年、2018年、2024年の選挙への立候補を禁止された。アワミ連盟はハシナ政権崩壊直前に、同党の活動を全面的に禁止した。アワミ連盟支持者はジャマアテ・イスラミが過激思想を掲げ、イスラム主義テロを支援していると主張した。暫定政府は2024年8月にジャマアテ・イスラミの禁止を解除した。本稿執筆時点では、ジャマアテ・イスラミの政党資格が回復され、次期選挙に参加すると見込まれている。

3.99 ハシナ政権下では、ジャマアテ・イスラミの支持者は概して目立つ行動を控え、積極的あるいは公然とした運動は行わなかった。ただし DFAT は、彼らは密かに新規メンバーを勧誘することができたと理解している。国内の情報筋によれば、ハシナ政権崩壊後、ジャマアテ・イスラミの支持者は勢力を強め、場合によっては[ヒンドゥー教徒](#)、[キリスト教徒](#)、[LGBTQIA+の人々](#)を含む少数派に対して暴力や脅迫を加えた。

3.100 アワミ連盟政権下では公的な差別を受けていたが、DFAT はハシナ政権崩壊以降、ジャマアテ・イスラミのメンバーは一般的に公的・社会的な差別や暴力のリスクにさらされていないと評価している。

## ジャティヤ党

3.101 ジャティヤ党は 1986 年に設立された。設立当初は軍部と密接な関係にあった。党の歴史において、ジャティヤ党は[アワミ連盟](#)と [BNP](#) の両方と同盟を結んできた。ハシナ政権下では、BNP が 2024 年の選挙をボイコットしたため、ジャティヤ党が主要野党となった。

3.102 ジャティヤ党の指導者や国会議員は、2024 年の学生抗議活動において中立の立場を貫いたが、政敵や学生運動の一部メンバーからは、抗議活動を暴力的に弾圧する上でアワミ連盟と共謀したとみなされている。

3.103 2024 年 10 月、自らを反ファシズム学生・労働者・人民運動（Anti-Fascism Student, Worker and People's Movement）と称する抗議者グループが、ダッカにあるジャティヤ党事務所を破壊し放火した。国内の情報筋が DFAT に語ったところによれば、多数の暴徒が事務所内にいた党員を襲撃し、一部は入院を要した。2025 年 5 月には、党首である G.M.クアダー（G. M. Quader）のラングプール（Rangpur）にある自宅が破壊された。ジャティヤ党の国会議員や党幹部に対し、学生殺害への関与を理由とした訴訟が提起されている。複数の関係者が逮捕された。ジャティヤ党と関係のある事業主の店舗は、学生の抗議活動参加者や対立政党の関係者に破壊及び放火されている。

3.104 アワミ連盟と同様に、ジャティヤ党も国家改革に関する国民的合意形成のための対話に参加するよう招請されていない。ただし、国内の情報筋によれば、同党は公に告知された活動を含め、公然と活動を続けている。

3.105 DFAT は、ジャティヤ党の国会議員及び上級指導者が、恣意的な逮捕や起訴という形で公的差別を受ける中度のリスク、並びに抗議活動参加者や対立政党の関係者による脅迫、暴行、破壊行為、放火という形で社会的差別や暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価している。

## 政治的補助団体

3.106 [アワミ連盟](#)、[BNP](#) その他の政党は、大規模な補助団体を有している。これには学生、ボランティア、若者、専門職（医師、弁護士、労働者など）向けの「部門」が含まれる。これらの組織は「戦線」や「連盟」など別の名称で呼ばれることもある。中でも最大規模なのは学生部門であり、多くの元学生が現在も会員として在籍している。ハシナ政権崩壊前、アワミ連盟の学生組織であるバングラデシュ・チャトラ・リーグ（BCL）は数百万人の会員を擁していた。BNP 系の学生組織であるチャトラ・ダル（Chhatra Dal）も活発に活動している。両組織は暴力行為に及んでおり、2024 年の学生主導の抗議運動の際には、BCL のメンバーが抗議活動参加者を暴行し殺害したとして非難された。

3.107 人々には、補助団体に加入する強い動機がある。学生組織の場合、メンバーは大学でより良い宿舎を利用でき、卒業後の就職やビジネスチャンスを得られる。後援は重要な要素であり、抗議活動への参加や地元有力者・政治家の支援により保護を得ることができる。貧しい人々はこうした圧力によりぜい弱であるが（富裕層はこうしたネットワークなしでも機会を得られる）、補助団体への加入が就職を保証するわけではない。

3.108 ハシナ政権崩壊前、BCLは多くの大学で学生寮を厳しく管理していた。BCLの許可無しに部屋を確保することは不可能で、通常はBCLへの加入が求められた。国内の情報筋によれば、ハシナ政権崩壊後、BCLによる学生寮の管理は終了し、現在は一般的に必要な性と成績に基づいて部屋が割り当てられている。

3.109 暫定政府は2024年10月にBCLの活動を禁止し、テロ組織に指定するとともに、数百人のメンバーに対する刑事手続を開始した。BCLのメンバーに対する訴追内容は、2024年7月と8月の抗議活動中に行われたとされる殺人、過失致死、暴行などである。これらの事件の多くは、BCLのメンバーが暴力やその他の違法行為に関与したという正当な主張に基づいている可能性がある。

3.110 2025年1月、選挙制度改革委員会（Election System Reform Commission）は暫定政府に対し、全ての政治的補助団体の禁止を勧告した。本稿執筆時点では、この措置は実施されていなかった。2024年8月以降、複数の大学が学内での政治活動を禁止している。

3.111 補助団体は重大な暴力行為に関与している。補助団体に関わる者は、派閥間の抗争による暴力を受ける中度のリスクにさらされている。

3.112 DFATは、BCLのメンバーが暫定政府下で逮捕・起訴される高度のリスクに直面していると評価している。多くの場合、これらの告発は正当化される可能性があるが、一部のBCLのメンバーは政治的所属のみを理由に恣意的に逮捕されるおそれがある。DFATは、蜂起以降、多くのBCLメンバーが教育機関を移ったり、他の学生政治団体に加入したりしており、これが逮捕や起訴のリスクを軽減する可能性があると指摘している。

## 抗議活動参加者

3.113 街頭での抗議活動、ストライキ及び封鎖は、バングラデシュにおいて日常的に発生している。これらは時にコミュニティ間の暴力を引き起こすか、あるいはその結果として生じる。抗議活動はしばしば[ソーシャルメディア](#)上で組織される。2018年デジタルセキュリティ法は、当局がソーシャルメディア上の通信を監視し、抗議活動の主催者やこれを取材するジャーナリストを妨害及び処罰するために利用されることがあった。2018年デジタルセキュリティ法は廃止され、2023年サイバーセキュリティ法に置き換えられたが、これも反対意見を標的とするために利用された。2023年サイバーセキュリティ法はさらに2025年5月、より制限の少ないサイバーセキュリティ条例に置き換えられた（[メディアとジャーナリスト](#)を参照）。オンライン及び実地での抗議活動参加者に関する[強制的又は非自発的失踪](#)の申立てがなされている。

3.114 2024年7月と8月に起きた学生主導の抗議活動は暴力的となり、シェイク・ハシナ政権を崩壊させた。[国の概観](#)と[治安情勢](#)を参照。

3.115 ハルタル（ゼネストとも呼ばれる）は、バングラデシュにおける一般的な抗議活動の一形態であり、抗議活動参加者は道路の封鎖や無関係な事業所の閉鎖を試み、自らの主張に注目を集めようとする。2023年10月から2024年1月にかけて、[BNP](#)はハシナ政権に対し複数のハルタルを実施した。2025年2月には[アワミ連盟](#)が暫定政権に対するハルタルを呼びかけたが、大規模な動員には失敗した。2025年5月、新たに結成された国民市民党

の支持者やジャマアテ・イスラミの学生組織を含む数千人がダッカで数日間にわたる抗議活動に参加し、アワミ連盟の活動禁止を求めた。

3.116 国内の情報筋が DFAT に伝えたところによれば、特に縫製工場において、労働争議に関連した抗議活動が頻繁に発生した。警察は時に武力行使で対応した。2024 年 10 月には、抗議する縫製工場労働者に対し警察が発砲し、1 人が死亡し、30 人が負傷した。2022 年 4 月と 6 月には未払賃金や賃上げ・ボーナスを求める暴力的な抗議活動が発生し、警察は催涙ガスを使用し、抗議活動参加者は投擲物を投げつけた。ガーディアン（Guardian）紙の報道によれば、新型コロナウイルス感染拡大による操業停止後の未払賃金に抗議する 700 人の縫製工場労働者による平和的デモに対し、警察が突撃した。2021 年 4 月には発電所前で抗議活動を行っていたデモ隊に対し警察が実弾を発射し、5 人が死亡した。街頭での抗議活動に関連した強制失踪が報告されている。

3.117 国内の情報筋によれば、アワミ連盟による抗議活動は当局の注目を引く可能性が高い。ただし、どの抗議活動が注目されるかについて、明確なパターンは存在しない。大半の抗議活動は規模が大きいため、参加者の大半は当局の標的にはならない。抗議活動参加者の属性が重要であり、主催者が標的にされる可能性が高い。

3.118 オーストラリア国内で抗議活動やその他の政治活動（ソーシャルメディアを通じた活動を含む）に参加した帰還者の取扱いについては、[帰還者の状況](#)を参照。

## 市民社会団体

3.119 憲法第 38 条は、結社又は団体の目的が憲法に合致しており、また、宗教、社会又はコミュニティの調和を乱す目的で、又はあらゆる理由に基づく差別を生み出す目的で、又はテロリスト若しくは過激派活動を組織する目的で形成されない限り、その結社又は団体を形成する権利を市民に保障している。

3.120 バングラデシュには、多岐にわたる社会的、文化的、政治的及び経済的問題に関する活動を行う活発な市民社会セクターがある。宗教団体を含む全ての市民社会団体（CSO）は、社会福祉省（Ministry of Social Welfare）への登録が義務付けられている。首席顧問官事務所内に設置された NGO 事務局（NGO Affairs Bureau）が、バングラデシュ国内の CSO 活動を監督している。

3.121 センシティブなテーマ又は集団（[宗教](#)問題、人権、[先住民](#)、[LGBTQIA+](#)問題、[ロヒンギャ](#)難民、[汚職](#)及び労働者の権利を含む）に取り組む CSO は、政府による公式及び非公式の制限を報告している。これらの制限には、国家歳入庁（National Board of Revenue）の度重なる監査又は承認の遅延、2006 年情報通信技術法及び旧 2018 年デジタルセキュリティ法（廃止され、2023 年サイバーセキュリティ法に置き換えられ、その後さらに廃止され、2025 年サイバーセキュリティ条例に置き換えられた）に基づく法的嫌がらせ、銀行口座の一時的凍結、情報機関によるあからさまな監視、及び予定されたイベントに対する妨害行為、NGO 登録などの承認の遅延や留保が含まれる。非常に成功している市民社会団体の中には、政府との協働を通じて独立性を維持し、対立を回避するスキルを身につけた団体もある。

3.122 フリーダムハウス（Freedom House）によれば、労働者の権利や労働組合を擁護する市民社会団体のメンバーは、解雇や身体的脅迫に直面している。低賃金、劣悪な労働環境、安全基準の低さに対する抗議活動は、特に縫製産業で頻繁に発生している。国内の情報筋によれば、労働者の権利を擁護する人々は、アワミ連盟政権下で恣意的に逮捕され、拷問を受けていた。

3.123 暫定政府は、ユヌス首席顧問を含む CSO セクターの指導者で構成されている。国内の情報筋によれば、暫定政府下で CSO の関与は増加し、CSO は改革文書や、2024 年の反政府抗議活動における人権侵害及び虐待疑惑に関する OHCHR の事実調査に大きく貢献した。国内の情報筋はまた、暫定政府が NGO の認可及び登録手続を簡素化し、同セクターの活動環境が改善されたと報告した。

### メディアとジャーナリスト

3.124 バングラデシュには様々な伝統的メディアと電子メディアがある。メディア機関は、主要な政治的派閥の 1 つと連携する傾向がある。多くの民営テレビネットワークが国营放送局と並存している。近年、ソーシャルメディア、特にフェイスブックによって主流メディアの影響力が低下している。

3.125 現在は廃止されている 2023 年サイバーセキュリティ法は、それ以前の 2018 年デジタルセキュリティ法と同様に、ジャーナリストの端末を捜索及び／又は押収したり、虚偽・脅迫・侮辱的とみなされた情報、コミュニティの調和を乱し法秩序を損なう情報、宗教的価値観や感情を傷つける情報、バングラデシュ独立戦争の精神に反するプロパガンダ、又は名誉毀損を引き起こす情報をオンラインで公開した者を、令状無しに逮捕したりすることを法執行機関に認めていた。アムネスティ・インターナショナルによれば、これらの法律はハシナ政権によって批判的表現を封じ、ジャーナリストの自由な報道能力を制限するために利用された。国際 NGO であるジャーナリスト保護委員会（CPJ : Committee to Protect Journalists）は、2024 年に 4 人のジャーナリストが取材活動の結果として収容されたと報告している。CPJ のデータによれば、2020 年から 2024 年の間に 5 人のジャーナリストが殺害された。

3.126 2023 年サイバーセキュリティ法は 2025 年 5 月に廃止され、サイバーセキュリティ条例に置き換えられた。これにより、独立戦争やシェイク・ムジブル・ラフマン、国家の象徴に対する批判を犯罪化する規定、宗教的価値観や感情を傷つける情報、あるいは侮辱的・虚偽・脅迫的とみなされる情報の公表や拡散を禁じる規定など、言論の自由を制限するとされた旧法の複数の条項が削除された。2025 年サイバーセキュリティ条例は、インターネットへのアクセスを市民権として認め、宗教的・民族的暴力を扇動するコンテンツを禁止している。また、廃止された旧 2023 年サイバーセキュリティ法の規定に基づき進行中の裁判及び過去の判決を全て無効とする。

3.127 バングラデシュは国境なき記者団（Reporters Without Borders）の 2025 年世界報道自由度ランキング（World Press Freedom Index）で 180 か国中 149 位となった（2024 年から 16 位上昇）。国内の情報筋によれば、ハシナ政権崩壊後もジャーナリストの活動環境は必ずしも改善していない。ジャーナリストは非国家主体からの圧力を含め、依然として圧力を

受け続けており、その圧力は増大している。2024 年 8 月以降、宗教問題取材するジャーナリストは自身の安全に対する不安と恐怖を強めている。

3.128 ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によれば、2024 年 11 月時点で、当局は[モンズーン革命](#)に関する報道に関連し、少なくとも 140 人のジャーナリストを殺人罪で起訴した。報道機関は、前ハシナ政権に同情的とみなされたジャーナリストを解雇又は排除したと伝えられている。国境なき記者団によれば、2024 年 11 月に情報放送省（Information and Broadcasting Ministry）は、前政権の支持者とみなされた 59 人のジャーナリストの報道資格を取り消した。2024 年 10 月、暫定政府は、ジャーナリストが 2024 年 7 月以降の嫌がらせを報告し、救済を求めるための仕組みを発表した。

3.129 軍隊、司法、宗教問題取材しようとするジャーナリスト、あるいは政府を批判する報道を行うジャーナリストは、自己検閲を迫られる可能性が高い。DFAT は、批判的な見解を公表するジャーナリストが、法的制裁、逮捕、嫌がらせ及び身体的暴力といった形で公的差別を受ける中度のリスクに直面していると評価している。DFAT はこの評価を、ジェンダーを問わず、地方及び都市部の全てのジャーナリストに適用する。

## ソーシャルメディア

3.130 バングラデシュではソーシャルメディアは監視されている。高官に対する誹謗中傷とみなされる内容、イスラム教への冒とくや侮辱と受け取られる内容、コミュニティ間の緊張をあおる可能性のある内容、[LGBTQIA+](#)の権利を推進する内容は、当局の厳しい監視を受ける可能性が最も高い。計画された抗議活動（例：アワミ連盟や縫製工場労働者によるもの）に関連する投稿も、同様に監視対象となる可能性がある。インフルエンサーを含む公的な立場にある人物は、一般ユーザーよりもソーシャルメディアを標的にされる可能性ははるかに高い。

3.131 旧 2023 年サイバーセキュリティ法では、法執行機関は広範な権限を持ち、電子機器の検索及び押収やオンライン活動に基づく個人の逮捕が可能であった。人権団体は、この法律がハシナ政権によって表現の自由を制限し、反対意見を抑圧するために悪用されたと指摘している。暫定政府は 2025 年 5 月、2023 年サイバーセキュリティ法を廃止し、より制限の少ない[サイバーセキュリティ条例](#)に置き換えた。

## 関心対象となる集団

### 女性

3.132 憲法第 28 条第 2 項は、女性に男性と同等の権利を保障している。更に多くの憲法の規定が、性別を理由とした差別を禁じている。女性の身体的安全、労働への参加、女子の義務教育など、女性に対する相当な法的保護も存在する。しかしながら、バングラデシュは依然として家父長制社会で、宗教的にも保守的な社会であり、女性は生活の多くの分野で差別や不利な扱いを受けている。

3.133 バングラデシュにはこれまでに女性首相が 2 人、女性閣僚が多数、女性議会議長が 1 人いた。現在の暫定政府には女性顧問（閣僚級）が数人いる。多くの女性が行政府、司法、警察、軍、地方自治体の機関で職に就いている。全体として、政治分野における女性の代表性は低い。憲法は議会に女性議員のために 50 議席を保障している。この枠を除くと、前議会では 300 議席中、女性議員が占めたのはわずか 20 議席であった。

3.134 女性の労働参加率は約 43 パーセントであるのに対し、男性は 81 パーセントである。既製服産業の台頭は、低所得層のバングラデシュ人女性に経済的自立の手段を提供したが、その地位は労働者層にとどまり、管理職レベルでは実現していない。

### 宗教的個人法

3.135 宗教的個人法は、イスラム教徒、[ヒンドゥー教徒](#)、[キリスト教徒](#)の婚姻、離婚、扶養、親権、相続その他の家族問題を規定する（具体的な法律については[宗教的表現の自由](#)を参照）。これらの法律はしばしば女性に対して差別的な影響を与える。イスラム教徒の男性は自由に妻と離婚できる（タラク、*talaq*）が、イスラム教徒の女性は夫の同意がなければ離婚できない。離婚時、イスラム教徒の男性は離婚日から 90 日間、妻に扶養料を支払わねばならない。キリスト教徒の男性は妻の不貞を理由に離婚できるが、キリスト教徒の女性は虐待や遺棄などの追加的な理由を提示する必要がある。ヒンドゥー教徒には離婚が認められていない。一夫多妻制はまれではあるが、イスラム教徒とヒンドゥー教徒にとっては合法である。法律では男性は妻を公平に扱い、新たな妻を迎える前に既存の妻の許可を得ることを義務付けているが、これらの要件はしばしば無視される。特に定めがない限り、イスラム教徒の娘は男のきょうだいを受け取る相続財産の半分を相続する。家庭裁判所の審理は遅く、非効率的であり、これらの法律の影響を受ける女性の立場を更に悪化させている。

3.136 2025 年 4 月、暫定政府が設置した女性改革委員会（Women's Reform Commission）は、全てのバングラデシュ国民に適用される単一家族法、平等な親権、婚姻内レイプの犯罪化を提言した。イスラム主義者らは委員会の解散を要求し、2025 年 5 月にダッカで提言に抗議する大規模なデモを行った。

### ジェンダーに基づく暴力

3.137 バングラデシュではジェンダーに基づく暴力がまん延している。2024 年の政府調査によれば、バングラデシュ人女性の 10 人中 7 人が生涯に親密なパートナーによる暴力（身体的、性的、精神的、支配的行為又は経済的暴力）の少なくとも 1 つの形態を経験しており、10 人中 4 人超が過去 12 か月間に親密なパートナーによる暴力を経験している。夫以外にも、女性は義理の家族や実の家族から虐待を受けるケースが頻繁にある。

3.138 女性は、家族や親族に訴えることや、コミュニティの長老（シャリッシュ、*shalish*）の介入を求めることなど、非公式な手段を通じてジェンダーに基づく暴力からの保護を求めることができる。国内の情報筋によれば、これらの手段はしばしば、被害者の利益や安全よりも和解を優先する傾向がある。虐待的な関係から逃れる際のその他の障壁

には、社会的偏見、多くの女性が夫に経済的に依存していること、そして家庭内暴力を犯罪ではなく個人的な問題とみなす社会的態度が含まれる。

3.139 正式な保護措置には、ウポジラ・ニバヒ (upazila nibahi) 行政官として知られる地方行政官による調停、村落裁判所、刑事告訴の提起が含まれる。2010 年家庭内暴力 (防止及び保護) 法 (Domestic Violence (Prevention and Protection) Act) は保護命令 (オーストラリアの暴力防止命令 (Apprehended Violence Orders) に類似) を規定し、違反者には 6 か月から 2 年の懲役刑を科す。同法はまた、家庭内暴力の被害者が自宅にとどまりながら加害者の立入りを禁止し、共同所有財産にアクセスする権利を認めている。ただしヒューマン・ライツ・ウォッチは、その実施状況が「著しく不十分」だと指摘している。国内の情報筋が DFAT に伝えたところによれば、家庭内暴力による「重傷」事件では通常、警察が対応する。しかし、多くの家庭内暴力の被害者は法的権利を認識しておらず、警察は賄賂が支払われない限り、家庭内暴力事件の受理を拒否することが多い。

3.140 レイプや性的暴行は頻繁に発生している。現地 NGO であるアイン・オ・サリッシュ・ケンドラ (Ain O Salish Kendra) の記録によれば、2024 年 1 月から 11 月の間に 377 件のレイプ事件が発生した。このうち 28 人の女性がレイプ後に殺害され、7 人が自殺した。これらの数字はおそらく大幅に過小評価されている。国内の情報筋によれば、多くの被害者は法的サービスへのアクセス不足、社会的偏見、嫌がらせへの恐怖、医学的証拠を用いたレイプの立証プロセスを理由に被害を報告しない。婚姻内の性的暴力は一般的である。配偶者によるレイプは犯罪化されていない。国内の情報筋は、司法制度がジェンダーに配慮しておらず、レイプ事件の有罪判決率はわずか 3 パーセントだと述べた。

3.141 「イヴ・ティージング」と呼ばれる、未婚の若い女性に対するセクシャル・ハラスメントや虐待は広くまん延しており、14 歳の少女にも被害が及んでいる。その名称にもかかわらず、こうした嫌がらせはしばしば深刻であり、場合によっては少女たちが脅威から逃れるため、学校を中退したり早婚を受け入れたりする結果を招いている。国内の情報筋が DFAT に伝えたところによれば、一部の大学や縫製産業ではセクシャル・ハラスメントや性的暴行が頻発しており、職場内だけでなく通勤途中でも女性が被害に遭っている。女性に対する酸攻撃も時折発生するが、酸攻撃禁止法の厳格な施行により、現在では大幅に減少している。酸攻撃の大半は、婚姻・家族・財産・金銭に関する紛争、あるいは女性の求婚拒否に関連していると報告されている。

3.142 女性・児童問題省 (Ministry of Women and Children Affairs) は、ジェンダーに基づく暴力を削減し、これに対応するためのプログラムを実施している。これには 24 時間 365 日対応の全国ホットラインと、全国の少なくとも 12 の病院に設置されたワンストップ危機センター (One-Stop Crisis Centre) が含まれる。これらのセンターでは医療ケア、警察による支援、DNA 検査、社会福祉サービス、法的支援、カウンセリング、シェルターの紹介が行われる。国内には推定 36 か所の女性シェルターがあり、その約半数は NGO が運営している。この数は、需要を満たすには不十分と報告されている。国内の情報筋によれば、ジェンダーに基づく暴力の被害者が加害者から逃れるために移住できるか否かは、被害者の家族のネットワークと経済力次第である。ただし、一部のケースでは縫製産業が女性たちに経済的自立の機会を提供し、比較的安全な生活を送ることを可能にしている。

## 児童婚

3.143 2017年児童婚制限法（Child Marriage Restraint Act）により、法定結婚年齢は女性が18歳、男性が21歳と定められた。ただし未成年者の最善の利益にかなうとみなされる場合、親又は保護者の同意を得て結婚できる規定がある。児童婚を成立させたとして有罪判決を受けた成人には、2年以下の懲役、100万タカ（約1万2,600豪ドル）の罰金、又はその両方が科される。

3.144 2017年児童婚制限法は十分に施行されておらず、バングラデシュでは児童婚の割合が高いことが研究で明らかになっている。国内の情報筋によれば、一部の地域では児童婚の割合が80パーセントに達する。NGOのガールズ・ノット・ブライズ（Girls Not Brides）によると、バングラデシュの既婚女性の約半数は18歳未満で結婚しており、約15パーセントは15歳未満で結婚している。これに対し、18歳未満で結婚した男子はわずか4パーセントである。

3.145 若くして結婚するよう強い社会的圧力が働く背景には、貧困や安全への懸念、そして20歳までに結婚していない女性を非難する社会規範がある。大半の結婚は取り決められたもので、少女たちはいつ誰と結婚するかについてほとんど発言権を持たない。児童婚の花嫁は学校を中退する可能性ははるかに高く、経済的依存などの理由から、虐待的な関係から抜け出すのが困難か不可能であることが多い。

3.146 DFAT は、バングラデシュの女性がドメスティック・バイオレンスや性的暴行といった形で社会的暴力を受ける高度のリスクに直面していると評価している。若い未婚女性は「イヴ・ティージング」やその他のセクシャル・ハラメントといった形で社会的差別を受ける高度のリスクにさらされている。バングラデシュの女性がこうしたリスクを軽減できるか否かは、資産、教育、居住地、家族のネットワークといった個人の状況次第である。国家による又は非公式の保護メカニズムは存在するが、能力不足のため、また警察がドメスティック・バイオレンスに関する法的規定を十分に適用しない場合、あるいは対応に賄賂を要求する場合があるため、常に効果的とは限らない。DFAT は、ドメスティック・バイオレンスを経験した女性が、警察が常に権利を擁護する意思を有するわけではないという形で、公的差別に遭う中度のリスクに直面していると評価している。

## 性的指向及びジェンダーアイデンティティ

3.147 バングラデシュでは、LGBTQIA+のアイデンティティや行動は広く受け入れられてはいない。男性間の性行為は1860年刑法第377条により違法とされ、終身刑の対象となる。この法律に基づく起訴はまれだが、実際に発生している。LGBTQIA+の個人や施設を標的にするために利用されるその他の法律には、ポルノや薬物・アルコール関連犯罪を禁止する法律、及び施設営業許可の制限などが含まれる。

## ヒジュラ

3.148 ヒジュラと呼ばれるトランスジェンダーのアイデンティティは、バングラデシュや南アジアの他の地域で数百年にわたり存在してきた。多くのヒジュラは、「グル」の指導

下にある組織化されたコミュニティで生活し、新生児への祝福や儀式でのパフォーマンスなど、文化的に認められた役割を果たす。バングラデシュでは一般的にインターセックスや両性具有者を指すと理解されているが、大半のヒジュラは男性として生まれた者である。ヒジュラコミュニティに加わる際に去勢手術を受ける者もいる。バングラデシュのトランスジェンダー女性全員がヒジュラであるわけではなく、ヒジュラコミュニティにはトランスジェンダー男性は含まれない。国内の情報筋によれば、ヒジュラコミュニティは結束が固く秘密主義であり、多くの者にとって避難所となっている一方で、一部のトランスジェンダー女性が上級グルからコミュニティへの加入と規則の受入れを強要されるケースもあった。

3.149 2013年、バングラデシュはヒジュラを第3のジェンダーとして公式に認め、その後雇用と教育におけるヒジュラのための割当枠を発表した。これらの割当枠の実施は物議を醸している。国内の情報筋によれば、制度の利用はごくわずかだった。これらの情報筋によると、ジェンダー多様性を有する申請者は侵襲的な医療処置を受けさせられ、大半のヒジュラは生物学的に男性であるという理由で申請を却下された。ヒジュラは国民IDカードや旅券など、ジェンダーを「ヒジュラ」又は「その他」と記載した書類を取得することは可能だが、活動家らはその手続を「複雑で時間がかかり、迷路のようだ」と表現している。

3.150 バングラデシュ社会ではヒジュラは一定の役割を認められているが、依然として疎外されている。主流の雇用機会はほとんどなく、儀式サービスを提供する以外に、多くの人々が恐喝、物乞い、性労働で生計を立てている。親族はヒジュラの家族を拒絶することが多く、シャリーア（イスラム法）の個人身分に関する規定では相続権も認められていない（[宗教的個人法](#)を参照）。ヒジュラはコミュニティや法執行機関による暴力に頻繁にさらされている。国内の情報筋によれば、オンライン上及び対面でのヒジュラに対する攻撃や嫌がらせが頻繁に発生していた。

3.151 バングラデシュでは、ジェンダー多様性を有する人々が適切な医療を受ける機会が大きな課題となっている。国内の情報筋によれば、ジェンダー適合医療や手術へのアクセスは事実上存在しない。医師は海外で手術を受けた者に対してのみ、限られた術後ケアを提供できる。ホルモン補充療法の薬は正規ルートでは入手できない。闇市場での入手手段は存在するかもしれないが、大きな危険を伴う。

## LGBTQIA+の人々の取扱い

3.152 バングラデシュにおけるLGBTQIA+の人々への社会的態度は非常に保守的である。ゲイの男性、レズビアン、バイセクシュアルの人々が公に性的指向を明かすことはほとんどない。ヒジュラはより受け入れられているが、目立つ存在であるため虐待を受けやすい。米国のNGOである国際共和党研究所（International Republican Institute）の2021年の報告書によると、バングラデシュのLGBTQIA+の人々は広く差別、排除、暴力を経験している。回答者の45パーセントが「差別、暴力又は嫌がらせ」を毎日又は毎週経験していると答えた。大多数が医療、教育、雇用における差別を受けたと報告した。半数は家族に性的指向及び／又はジェンダーアイデンティティを隠していると述べた。

3.153 国内の情報筋によれば、LGBTQIA+の人々は時に親によって実家から追い出されることがあった。これはレズビアンレズビアンの女性よりもゲイゲイの男性やトランスジェンダートランスジェンダーの女性に多く見られた。他のケースでは、親が LGBTQIA+の子供に異性婚を受け入れるよう圧力をかけたり、家族の名誉を傷つけることを避けるために外出を制限したりした。多くの LGBTQIA+の人々は学校でいじめを経験し、これが高い中退率につながっている。公然と LGBTQIA+であることを表明する大学進学者はごく少数だ。進学した者も、同級生や教職員からのいじめに直面する。

3.154 国内の情報筋によれば、バングラデシュではレズビアンレズビアンの女性やトランスジェンダートランスジェンダーの男性は、ゲイゲイの男性やトランスジェンダートランスジェンダーの女性に比べてはるかに目立たない存在である。その一因は女性の性や行動、移動に関する厳しい文化的規範であった（[女性](#)を参照）。国内の情報筋によれば、トランスジェンダートランスジェンダーの男性は、自身のトランスジェンダーとしてのアイデンティティが露見した場合、重大な安全上のリスクに直面するだろう。

3.155 LGBTQIA+活動家の活動環境は極めて困難であり、国内の情報筋によれば、ハシナ政権崩壊後、イスラム主義勢力（[ジャマアテ・イスラミ](#)を参照）が勢力を増したことで状況は悪化した。LGBTQIA+活動家はイスラム過激派によるものを含め、日常的に脅迫や身体的攻撃に遭っている。2016年4月には、イスラム過激派が LGBTQIA+活動家のズルハズ・マンナン（Xulhaz Munnan）とマフブブ・トノイ（Mahbub Tonoy）を自宅アパートで殺害した。イスラム主義組織アンサール・アル・イスラムのメンバー6人がこの犯罪で有罪判決を受け、2021年8月に死刑を宣告された。国内の情報筋によれば、この事件はバングラデシュにおける LGBTQIA+問題の権利擁護活動や公的な議論に対して、萎縮効果をもたらした。

3.156 2023年、学校教科書におけるトランスジェンダー女性トランスジェンダー女性の描写をめぐり、公の論争が勃発した。その後、LGBTQIA+団体はオンライン上のヘイトスピーチヘイトスピーチ、嫌がらせ、抗議行動の標的となった。ある事件では、約100人の反 LGBTQIA+抗議活動参加者が LGBTQIA+団体の事務所前に集まり、罵声を浴びせた。国内の情報筋が DFAT に伝えたところによれば、警察は適切に対応したものの、多くの LGBTQIA+活動家が現在も恐怖の内に生活していた。職を辞した者もいた。同情報筋は、教科書論争がバングラデシュの LGBTQIA+コミュニティに重大な後退をもたらしたと指摘した。例えば、試験的計画で雇用されていた約100人のトランスジェンダー女性トランスジェンダー女性の多くが職を失ったが、LGBTQIA+活動家らはこれを論争後の反動によるものと見ていた。教科書はその後撤回された。

3.157 DFAT は、バングラデシュの LGBTQIA+の人々が、特定の性的指向やジェンダーアイデンティティ性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、社会的な差別を受ける高度のリスクに直面していると評価している。これらの人々は、犯罪化や法律の差別的執行という形で、公的差別を受ける高度のリスクに直面している。LGBTQIA+活動家らは、イスラム過激派による散発的な攻撃を含む暴力を受ける中度のリスクと、嫌がらせやヘイトスピーチ嫌がらせやヘイトスピーチという形で社会的差別を受ける高度のリスクに直面している。ヒジューラ及びトランスジェンダー女性ヒジューラ及びトランスジェンダー女性は、警察その他による性的暴行を含む社会的・公的暴力を受ける中度のリスクと、雇用差別を受ける高度のリスクに直面している。

## 高利貸し及び法外な利息の被害者

3.158 高利貸しは特に農村部や経済的に疎外されたコミュニティでまん延しており、これらの地域では正規の金融機関へのアクセスが限られている。信頼できるマイクロファイナンス機関は極貧層に融資を行い、高利貸しへの依存を減らしている。現地開発 NGO である BRAC は、小規模事業融資、農業融資、女性・移住世帯・スラム居住者向け融資など、様々なカスタマイズされたマイクロファイナンス商品を提供している。一方で、無認可のものも含む信頼できないマイクロファイナンス機関も活動している。

3.159 高利貸しは、返済能力や回収可能な資産を持たない者に金銭を貸し付ける可能性は低い。貸付をめぐる紛争は契約法の問題である。バングラデシュの裁判は遅く、債務者も貸し手も救済手段を得られることはまれである。いずれにせよ、高利貸しは主に法の外で行われており、返済不能による債権者からの危害を懸念する債務者は、報復を恐れて通報をためらう可能性がある。

3.160 高利貸しへの返済が不可能な債務者は、暴言や脅迫、公衆の面前での恥辱を受けるか、資産（土地、家畜、家財道具など）を差し押さえられることがある。高利貸しは返済を強要するために、取立人を雇う場合がある。身体的暴力が加えられた事例も報告されている。現地メディアの報道によれば、2025 年 4 月に著名なヒन्दゥー教コミュニティ指導者であるバベシュ・チャンドラ・ロイが拉致及び殺害された事件は、著名な高利貸しからの借金の返済不能に関連していた。

3.161 一部の人は、大家族を含む家族を通じて金銭を借りる。このような場合、暴力の発生確率は低くなるが、これは家族によって異なる場合がある。国内の情報筋は、親族の貸し手が暴力に訴える事例を把握していない。

3.162 貸し手は、海外に移住して送金する能力を担保の一種とみなすため、金銭を貸し付ける行為は移住と強く結びついている。人々は仲介業者（現地では「ミドルマン」と呼ばれる）への支払のために金銭を借りる。仲介業者とは旅行代理店、就職あっせん業者、あるいは密入国業者である。オーストラリアを含む海外への移住を計画する者は、大家族やコミュニティの他のメンバーなど、様々な資金源から小口融資を受けることがある。

3.163 仲介業者への支払額は、仲介業者や目的地によって数千ドル相当から数万ドル相当まで様々である。債務を返済するために移住して送金を試みたものの失敗し、バングラデシュに帰国した場合（例えば庇護申請が却下された者）、金銭の回収のために強硬な手段が取られる可能性がある。しかし、DFAT は、貸し手は債務回収のために暴力に訴えるよりも、更なる移住資金として追加融資を行う可能性が高いと理解している。貸し手の立場からすれば、暴力では返済が得られないが、再度の移住の試みであれば返済につながる可能性がある。

3.164 搾取的な金融慣行を抑制する取組は継続中である。2025 年 3 月、高等裁判所はマイクロクレジット規制庁（Microcredit Regulatory Authority）の長官に対し、違法な高金利貸付慣行に関する苦情に対処するよう指示した。バングラデシュ銀行（Bangladesh Bank、中央銀行）は以前、管轄区域内で活動する無免許貸金業者を特定するよう、県レベルの職員に指示していた。

3.165 極貧層は高利貸業者に狙われる可能性が最も高く、債務者が返済不能に陥った場合、暴力行為が発生する可能性がある。しかし DFAT は、これが典型的なパターンであると結論づける十分な証拠を持っていない。バングラデシュでは、借金による移住が一般的である。

## 4. 補完的な保護の申立て

### 恣意的な生命の剥奪

#### 超法規的殺害

4.1 バングラデシュでは、法執行機関による超法規的殺害が報告されている。これらは特に、対テロ作戦に投入される精鋭警察部隊である緊急行動部隊（RAB : Rapid Action Battalion）に関連している。人権監視団体は、シェイク・ハシナ政権下の 2009 年から 2024 年にかけて、2024 年 7 月と 8 月の反政府抗議活動に関連するものを含む超法規的殺害が約 2,000 件発生したと推定している。OHCHR の事実調査は、これらの抗議活動中に国家主体、及び[アワミ連盟](#)に関連する暴力集団が「数百件」の超法規的殺害（未成年者に対するものを含む）を犯したと信じるに足る合理的な根拠があると結論づけた。

4.2 人権団体によれば、超法規的殺害は治安部隊が仕組んだ偽装衝突で頻繁に発生し、被害者の死亡と加害者のもっともらしい否認につながる（いわゆる「遭遇殺害」(encounter killings)）。現地メディアはこうした事件を「交戦」や「銃撃戦」と報じる。別の手法として、容疑者を犯罪現場とされる場所に連行し処刑した後、警察が「容疑者が先に攻撃してきたため、自衛のために射殺した」と主張するケースも指摘されている。

4.3 ハシナ政権崩壊以降も、超法規的殺害の報告が続いている。現地 NGO であるイン・オ・サリッシュ・ケンドラは、2024 年 8 月 8 日から 2025 年 3 月 3 日までの間に、2025 年 1 月に発生した 5 件の殺害を含む、法執行機関による少なくとも 19 件の超法規的殺害を記録した。同団体は、これらの殺害の一部は拘禁中の[拷問](#)の結果であると報告した。別の現地 NGO であるオディカル (Odhikar) は、2024 年 9 月に 8 件の超法規的殺害を記録した。

4.4 超法規的殺害の被害者の家族は、安全への懸念から、それが根拠のあるものであるか否かを問わず、一般的に法的措置を取らない。歴史的に見て、国家機関による超法規的殺害の疑惑に対する責任追及は限定的であった。

#### 強制失踪又は非自発的失踪

4.5 国内外の人権団体は、シェイク・ハシナ政権下で頻繁に国家治安部隊による強制失踪及び非自発的失踪が発生したと報告している。特に政治的反对派が標的とされた。[BNP](#) は、同党の著名な党員に対して強制失踪が頻繁に用いられたと主張している。ジャーナリスト、人権活動家、[街頭での抗議活動](#)（例：縫製産業における賃金や労働条件に関する抗議活動）に参加した人々も標的となった。現地 NGO のオディカルは、2009 年から 2024 年 6 月までに少なくとも 708 件の強制失踪の事例を報告している。失踪事件の大半は、通常は夜間に、RAB 所属の私服警官によって行われたとされている。

4.6 強制失踪の防止、調査及び起訴に向けた取組は、歴史的に限定的であった。家族らは失踪者の行方について問い合わせようとした際、暴力による脅迫を受けたと報告してい

る。暫定政府は強制失踪の慣行を停止した。2024年8月、暫定政府は2010年1月から2024年8月までの強制失踪の報告を調査する調査委員会の設置を発表し、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance）に署名した。その後、一部の失踪者が解放されている。暫定政府が権力を掌握した後の2024年8月から9月にかけて、オディカルは強制失踪の事例を記録していない。

4.7 調査委員会は2024年12月に予備調査結果を公表した。同委員会は、ハシナ前首相が強制失踪の「計算されたシステム」を運用していたと認定した。調査では約1,700件の強制拉致が記録されたが、実際の件数は3,500件を超えていた可能性があるかと推定される。拉致された者の多くは依然として行方不明であり、死亡したと推定されている。調査委員会は、強制失踪に関与した組織として、RAB、[バングラデシュ警察](#)刑事部（Detective Branch）、バングラデシュ警察対テロ・国際犯罪対策部（Counterterrorism and Transnational Crime Branch）、及び軍情報総局（DGFI：Directorate-General of Armed Forces Intelligence）を名指しし、RABの解散を勧告した。

#### 拘禁中の死亡

4.8 拘禁中の死亡は、劣悪な環境、警察の暴力、自然の原因によって発生する。米国国務省の『2023年バングラデシュ人権報告書』で引用された現地NGOの報告によれば、2023年1月から9月にかけて77人から94人の受刑者が死亡した。これには2023年6月、警察の拘禁中に暴行を受けたとされる被拘禁者の死亡も含まれる。現地NGOのオディカルは、2024年8月9日から9月末までに9件の刑務所内死亡を記録した。2024年11月と12月には、アワミ連盟関係者の未決囚4人が心臓発作で死亡したと報じられた。遺族は刑務所当局の過失だとして非難した。死亡原因を調査するための調査委員会が設置された。[超法規的殺害](#)、[警察](#)、[刑務所](#)を参照。

#### 死刑

4.9 裁判所は殺人、テロリズム、扇動、スパイ行為、国家反逆、レイプ、誘拐、麻薬密売など様々な犯罪に対して死刑を科す。性的暴行は2021年以降死刑の対象となっている。アムネスティ・インターナショナルによれば、2024年時点で死刑囚は2,000人超に上り、うち少なくとも165人が2024年に判決を受けた（2023年の少なくとも248人から減少）。2023年に5件の死刑執行を記録した後、アムネスティ・インターナショナルは2024年に死刑執行がなかったと記録した（2018年以来初めてのことである）。

#### 残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

##### 拷問

4.10 拷問は憲法などで禁止されているが、依然として行われている。国内外の人権団体は、警察（RABや情報機関職員を含む）が、法廷手続で使用する自白などの情報や、ハシ

ナ政権の武装勢力や反体制派の疑いがある者からの賄賂を強要するため、拷問やその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を用いていると報告した。

4.11 容疑者が勾留中であり、弁護士の立会いが不要とされる時期に、拷問が行われる可能性が最も高い。国内の情報筋、米国国務省及びヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、一般的な拷問方法には鉄棒やその他の武器による殴打、耳や性器への電気ショック、爪の剥ぎ取り、水責め、天井からの吊り下げ、身体損傷を目的とした射撃、膝蓋骨破壊、大音量や強光への長時間の曝露、模擬処刑、強制的に裸にされることが含まれる。

4.12 OHCHR の事実調査は、2024 年 7 月と 8 月の反政府抗議活動において、国家主体及びアワミ連盟と関連する暴力集団が拷問その他の虐待を行ったと信じるに足る合理的な根拠を発見した。OHCHR は、DGFI 及びバングラデシュ警察（刑事部を含む）が、抗議活動への参加を理由に拘禁された人々から情報と自白を引き出すため、殴打、電気ショック、処刑の脅迫を含む拷問を行ったと認定した。

4.13 政権交代後も拷問の報告は続いている。現地 NGO のアイン・オ・サリッシュ・ケンドラによれば、2024 年 8 月 8 日から 2025 年 3 月 3 日までの間に発生した法執行機関による [超法規的殺害](#) の一部で拷問が行われた。2024 年 9 月にガイバンダ（Gaibandha、バングラデシュ北部）で法執行作戦中に死亡した 2 人の男性の家族は、彼らが拷問を受けたと主張している。警察は両名が病気で死亡したと説明している。前ハシナ政権の高官数名は、拘禁中に拷問を受けたと主張している。国内の情報筋によれば、2024 年 8 月の政権交代以降、裏付けのある拷問の報告は大幅に減少した。

4.14 拷問の被害者は、2013 年拷問及び拘禁（防止）法（Torture and Custodial (Prevention) Act）に基づき訴訟を提起できるが、報復への恐れなどによって、多くの事例が報告されないままになっている。警察は拷問の申立てについて内部調査を行う義務がある。しかし実際には、拷問の申立てが調査や起訴に至ることはまれである。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、2025 年 1 月時点で 2013 年拷問及び拘禁（防止）法に基づき起訴が成立した拷問事件は 1 件のみであった。

### 恣意的な逮捕及び拘禁並びに刑事手続

4.15 憲法は恣意的な逮捕及び拘禁を禁じている。逮捕には令状が必要だが、例外もある（例：当局が、当該個人が重大犯罪に関与し、かつ／又は治安と公共の秩序に対する脅威を構成すると判断した場合）。被逮捕者は逮捕後 24 時間以内に裁判官の前に出頭し、弁護士へのアクセスが保証されるべきだが、常にそうなるとは限らない。保釈は可能だが、警察が保釈中の人物を再逮捕して再び拘禁することが多いため、実質的な意味を持たない場合がある。

4.16 国内の情報筋によれば、ハシナ政権下では、2024 年 7 月と 8 月の反政府抗議活動に関連したものを含む、政府を批判する者、特に [BNP](#) 所属者に対する恣意的逮捕及び拘禁が広範に行われた。OHCHR は 1 万 1,702 件の逮捕を報告し、その「非常に大きな割合」が恣意的であり、適正手続を遵守していなかったと指摘した。大半は暫定政府によって釈放さ

れ、同政府は前政権に対する平和的批判者に対する警察の捜査と起訴を取り下げることを約束している。

4.17 国内の情報筋によれば、2024年8月以降、悪魔狩り作戦の一環としての[アワミ連盟](#)支持者の多数の逮捕は恣意的なものであった。悪魔狩り作戦は2025年3月1日に中止された。実際の又はそうであるとみなされた政治的所属を根拠に、集団訴訟の提起を用いた起訴や逮捕は継続されている。ただし国内の情報筋は、2025年にはその使用が減少したと報告している（[政治的意見](#)を参照）。

4.18 [メディアとジャーナリスト](#)、[市民社会団体](#)、[抗議活動参加者](#)も参照。

## 5. その他の検討事項

### 国家の保護

#### 警察

5.1 バングラデシュ警察は、同国における主要な法執行機関であり、首都警察 (Metropolitan Police)、鉄道警察 (Railway Police)、高速道路警察 (Highway Police)、産業警察 (Industrial Police)、河川警察 (River Police)、観光警察 (Tourist Police) などの部門で構成されている。

5.2 専門性は警察職員によってばらつきがある。上級職員は比較的十分な訓練を受け、給料も高く、官僚機構内で重要な地位を占めている。一方、下級職員は給料が低く、訓練も装備も不十分である。低収入が汚職を助長している。賄賂の要求は一般的である。責任と誠実さを確保するための規則、例えば警察の逮捕権限や容疑者を拘束する能力の制限などは、必ずしも遵守されていない ([恣意的な逮捕及び拘禁並びに刑事手続](#)、[強制失踪又は非自発的失踪](#)を参照)。

5.3 [賄賂](#)は、警察の捜査結果に影響を与えるため、又は捜査が行われるように、あるいはそもそも行われなくするために支払われることがある。国内の情報筋によれば、賄賂の要求や暴力による威嚇及びその行使は、政治的圧力をかける手段としても用いられる場合がある。政治的な後援は、警察への苦情申立ての結果に影響を及ぼす可能性がある。有力者が苦情を申立てた者のために介入した場合、その苦情が捜査される可能性はより高くなる。

5.4 政治的・官僚的な干渉は警察の効率性を阻害する。警察組織は高度に官僚化しており、犯罪への対応が遅れたり非効率的になったりする原因となる。バングラデシュ国内の別の地域に逃亡した人物が警察に発見されるか否かは、犯罪の性質と警察の捜査意欲次第である。また、汚職や専門性の水準によっても影響を受ける可能性がある。

5.5 警察は2024年7月と8月の抗議活動中及びその後、重大な信頼危機に直面した。警察は抗議活動参加者に対する人権侵害に関与したと OHCHR などから指摘された。全国で警察署への襲撃が報告され、数十か所が焼失した。数人の警察官が殺害され、銃器や弾薬が略奪された。政権交代後、多くの警察官は報復や刑事訴追を避けるために身を隠したり、国外へ逃亡したりした。少なくとも30人が抗議活動参加者に対する違法な武力行使の疑いで逮捕され、その他は[アワミ連盟](#)との関わりを理由に解雇された。2025年5月、2024年7月と8月の抗議活動参加者死亡事件に関し、元警察長官を含む8人の警察官が人道に対する罪で起訴され、このうち4人は欠席裁判で審理中であった。

5.6 国内の情報筋によれば、警察は2024年8月以降、能力と有効性が低下した状態で活動しており、国家による保護の提供や法と秩序の維持に支障をきたしている。ハシナ政権崩壊後、国内外のメディアは犯罪率の上昇を報じている。法と秩序の改善のため、暫定政府は2024年9月、軍に国内警察権限を付与した。この措置は2025年5月14日から60日間延長された。

5.7 2024年9月、暫定政府は、公平で透明性のある警察組織を推進し、国民の信頼を回復するために、警察改革委員会（Police Reform Commission）を設置すると発表した。2025年1月に報告書を提出した同委員会は、与野党代表が参加する警察監視のための独立機関の創設、厳格な武力行使規定、ボディカメラとGPS追跡システムの導入、汚職防止対策の強化、警察訓練の充実を提言した。

5.8 国内の情報筋によれば、警察は汚職と暴力で悪名高く、大多数の人々から信頼されていない。一部の宗教的少数派は警察の存在によって恩恵を受けているが、国内の情報筋の大半は警察との接触を避けたいと述べている。

## 司法制度

5.9 バングラデシュの司法制度は英国の制度を基盤としており、最高裁判所（Supreme Court）と、高等裁判所（High Court）、地区・地方裁判所、及び審判所などの下級裁判所から構成される。最高裁判所には上訴部（Appellate Division）と高等裁判所部（High Court Division）がある。下級裁判所は、治安判事の階層制度によって統括されている。

5.10 司法制度にはいくつかの構造的な課題がある。未処理事案が大量に積み上がっており、解決に10年超かかるケースもある。様々な審理や中間手続のために何度も裁判所に出頭しなければならないことは、仕事を休むことや交通費を払うことが困難な貧困層にとって特に厳しい。刑事事件でも同様であり、被疑者が長期にわたり勾留されたり、保釈後に短期間で再逮捕されたりするケースがある。こうした結果には賄賂が影響することもある。長期化した事案が最終的に棄却されるか否かは事件ごとに異なる。判決を覆す、あるいは破棄するには上級裁判所の判決が必要だが、バングラデシュ国民の大多数にとって、上訴は費用面で現実的ではない。

5.11 [汚職](#)は広くまん延しており、国内の情報筋によれば、下級裁判所ではより顕著である。国内の情報筋によると、賄賂を支払わなくても訴訟は進行し得るが、ペースは遅くなる。別の国内の情報筋は、賄賂無しでは事件が「停滞」し、場合によっては無期限に停滞する可能性があるとして DFAT に伝えた。保釈申請に関するものも含め、政治的偏向が指摘されている。司法任命への干渉や、判決を下す際に政治的事項に言及する判事存在が問題視されている。国内の情報筋によれば、この問題は高等裁判所よりも下級裁判所で深刻である。

5.12 貧しい人々は、費用が高額である上、賄賂を支払う必要があるため、司法にアクセスできる可能性が低い。裁判所は主に紙ベースで運営されている。官僚機構の仕事は遅く、役人は書類を部署間で移動させたり、単純な手続を実行したりするのに賄賂を要求する。これにより書類の確認が遅延し、困難になる。料金（手数料と賄賂の両方を含む）を支払えば書類を入手することは可能である。裁判所のインフラが劣悪なため、記録の保管状態が悪く、記録へのアクセスが困難な場合も多い。

5.13 理論上、各地区裁判所では政府の法律扶助担当官を通じて法的支援が受けられる。非政府組織（NGO）も法律扶助を提供している。しかし資金不足やその他の実務上の困難により、全ての被告が法律扶助を受けられるとは限らない。

5.14 バングラデシュ全土には数百の「村落裁判所」が存在する。村落裁判所は 1976 年村落裁判所法（Village Court Act）に基づき運営され、人口の大部分に司法へのアクセスを提供する上で重要な役割を果たしている。村落裁判所は幅広い伝統的規則を適用し、しばしば伝統的な宗教法や慣習法の影響を強く受け、またコミュニティの伝統的な権力構造の影響下にある。有力な訴訟当事者とその家族は、この制度を通じて有利な結果を得やすい傾向にある。

5.15 被告人がオーストラリアで庇護申請中である場合など、訴訟は被告人不在のまま進行し得る。DFAT は、これは重大な罪状や巨額の金銭が関わる例外的な事例に限られると理解している。DFAT は、汚職や情報技術インフラのぜい弱性により、裁判にかけられている人がバングラデシュ国外へ逃亡する可能性があるが、重大な罪状で起訴されている者や政治活動に関心を持たれている者については、その可能性は低いと評価している（[出入国手続](#)を参照）。

5.16 憲法及び 1898 年刑事訴訟法は二重の処罰を禁じている。DFAT は、バングラデシュ国民が海外で犯罪の裁判を受けた後、帰国してバングラデシュで再び裁判にかけられた事例を把握していない。

## 拘禁及び刑務所

5.17 『世界刑務所概要（World Prison Brief）』によれば、2024 年 10 月時点でバングラデシュには 68 施設に 5 万 3,831 人の受刑者が収容されていた（公式収容定員は 4 万 2,887 人）。2023 年の受刑者数は 8 万人であった。米国国務省の『2023 年バングラデシュ人権報告書』は、刑務所の環境を「深刻な過密状態、不十分な施設、身体的虐待により過酷で時に生命を脅かす」と評価した。当局は、NGO や国際赤十字委員会などによる刑務所の独立監視を許可している。受刑者が苦情を申し立てる正式な仕組みは存在しない。虐待の申立てに対する政府の調査は一般的ではない。

5.18 現地の人権 NGO は、刑務所制度が直面する主要な問題として汚職と拷問を報告している。一部の看守は囚人を雇い、刑務所内の区域を「管理」させ、賄賂を集め、囚人を拷問させていると伝えられている。囚人が食料、水、冬用の毛布、病院治療の代金を支払わなければならないことは珍しくないと報告されている。

5.19 全ての刑務所が同じではなく、バングラデシュの刑務所に関する情報を評価する際には、受刑者のプロフィールを考慮すべきである。全体的な刑務所環境は非常に劣悪だが、一部の新しい「モデル」刑務所はより良い施設を備え、更生プログラムや教育の機会、より定期的な医療アクセスを提供している。元政治家や著名人、そして多くの場合、西洋諸国出身の外国人や二重国籍者（もう一方の国籍が「西洋」である場合）は、通常、これらの刑務所で一般の受刑者とは別の「外国人棟」に収容される。暴力行為を減らすため、政治的立場が対立する受刑者を分離する刑務所もある。

## 国内移住

5.20 憲法第 36 条は、市民がバングラデシュ国内を自由に移動し、いかなる場所にも居住及び定住し、出国及び再入国する権利を保障している。バングラデシュ国内の移動には法的障害はなく（CHT を除く。下記参照）、バングラデシュ人は様々な理由で移住が可能であり、実際に移住している。ダッカやチッタゴンなどの主要都市では、より多くの雇用機会が提供されている。DFAT は、家族やその他の支援ネットワークにアクセスできない[女性](#)は、特に貧困層、独身者、又は[ジェンダーに基づく暴力](#)の被害者である場合、男性よりも移住においてより大きな困難に直面する可能性が高いと評価している。

5.21 [先住民](#)で指摘されているように、CHT は高度に軍事化されている。CHT の広範な区域へのアクセスは制限され、軍の検問所が地元住民の CHT 内の自由な移動を妨げている。国内の情報筋によれば、多くの先住民が CHT を離れてバングラデシュの他の地域に移住したが、これには多額の費用がかかり、コミュニティや土地とのつながりを失うため、非常に困難な選択となる可能性があることが指摘されている。

## 帰還者の取扱い

### 出入国手続

5.22 入国・旅券管理局（Department of Immigration and Passports）は出入国時の検査を行い、有罪判決を受けた犯罪者及び治安部隊や情報機関から指名手配されている人物が載ったリスト（出国管理リスト）を維持している。同局は旅券を発行すべきか否かを判断するためにこのリストを通常利用するが、人々が出国するのを禁止するためにもこのリストを使う場合がある。出国を阻止される理由については公表されていない。

5.23 DFAT は、ハシナ政権崩壊前の [BNP](#) の指導者や一般党员を含め、バングラデシュからの出国を試みた者が拘禁されたり、出国を阻止されたりしている事実を把握している。国内の情報筋によれば、2024 年 8 月以降、BNP に所属する人々は自由に出入国できる。一方、アワミ連盟のメンバー、特にハシナ政権下での違反行為の疑いがある者には制限が適用される可能性がある。裁判所は一部のアワミ連盟メンバーに対して出国禁止を課している。[アワミ連盟](#)も参照。

5.24 バングラデシュからの出国は、2013 年海外雇用・移民法（Overseas Employment and Migrants Act）で定められた手続に従わない限り違法である。バングラデシュ国民は出国するために有効な旅券を所持する必要があるが、渡航先国によってはビザも必要となる。2013 年海外雇用・移民法は、例えば不法出国や庇護申請の却下に対する訴追ではなく、[人身取引](#)からバングラデシュ国民を保護することを目的としている。同法の規定が執行されることはまれである。オーストラリアでの庇護申請が却下された後に帰国する者が、2013 年海外雇用・移民法に基づき訴追される可能性は低い。DFAT は、そのような事例を把握していない。

5.25 バングラデシュは国土の大半をインドに囲まれており、多くの陸路国境検問所が存在する。国境の一部はフェンスで囲まれているが、一部は開放されている。国境はインド

とバングラデシュの両軍によってパトロールされており、越境の試みは阻止される可能性がある。ミャンマーとの国境には主要な国境検問所が2つある。

5.26 理論上、[ロヒンギャ](#)がバングラデシュを出国するには出国許可証が必要である。許可証無しで出国する者もあり、アンダマン海（Andaman Sea）を渡る船で出国するケースもある。こうした経歴を持つロヒンギャが後日バングラデシュに戻った場合、将来的に出国許可証を取得できなくなる可能性がある（過去に許可証無しで出国した事実に基づく）。国内の情報筋によれば、暫定政府は出国許可証発行の遅延を解消した。

## 帰還者の状況

5.27 偽造文書で渡航した人物が外国政府によって強制送還された場合、警察による拘禁や事情聴取を受ける可能性がある。ただし、こうした事例は孤立した注目度の高いケースに限られており、DFAT は偽造旅券所持者が拘禁や事情聴取を受けるパターンを認識していない。

5.28 バングラデシュには大規模なディアスポラが存在し、海外移住の文化が根強い。毎年数十万人のバングラデシュ人が就労目的で[出入国](#)している。政府には全員を監視する能力も意図もない。特定の政治的経歴を持つ者については入国記録が残される可能性があるが、帰還者の大多数には該当しない。携帯電話の検査を含む追加審査は、帰還時には通常行われぬ。DFAT は、オーストラリア国内での政治活動（オンライン活動を含む）を理由に帰還者が国境で足止めされたり、拘禁されたりした事例を把握していない。

5.29 2024年8月の政権交代以降、国内法的手続の対象となっていた、あるいは引き続き対象となっている者を含む [BNP](#) 党員がバングラデシュに帰国している。DFAT の知る限り、これらの個人が帰還時に不利な扱いを受けたり、不利益を被ったりすることはなかった。

5.30 国内の情報筋によれば、海外移住はしばしば長期にわたるプロセスであり、大家族やコミュニティがリソースを貯蓄し、質入れして、一員（通常は長男）が海外で働くための旅費を捻出するため、コミュニティ全体が投資し、その帰還を期待する。その結果、失敗して帰還した移民には汚名が着せられた。彼らは多額の借金を抱えて帰国し、自殺願望や鬱状態に陥ることが多かった。このような経験は一様ではなく、多くの帰還者は円滑な移行を果たしている（[高利貸し及び法外な利息の被害者](#)も参照）。

5.31 DFAT は、庇護申請が却下された者を含む大半の帰還者について、帰還が自発的か否かを問わず、不利な扱いを受ける可能性は低いと評価している。当局は注目度の高い個人には関心を示すが、帰還するバングラデシュ人の大多数はそうした関心を引かない。

## 文書

5.32 バングラデシュの書類は確認が難しい。書類確認にはリソースを大量に消費する長い官僚的な手続を伴うことがある上に、成功は保証されない。一部の書類は比較的容易に確認できる。例えば出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書はオンラインで確認できるが、

これは必ずしも書類が本物であることを示すものではない。そうしたケースでさえ、確認が不可能な場合が多い。[ロヒンギヤの文書](#)の確認は通常不可能である。

5.33 同じ人物に関する書類で、例えば、名前のつづりの違いや生年月日の相違など、記録された詳細が異なることは珍しくない。これは詐欺に関連する場合もあるが、記録管理の不備や事務的な誤りが原因であることもある。

## 出生証明書

5.34 出生登録は義務付けられているが、全ての出生が登録されているわけではない。出生証明書は、学校への入学、投票、婚姻登録、政府機関や NGO への就職に必要である。DFAT は、法律で要求されている場合であっても、全てのサービス提供者が出生証明書を日常的に要求しているわけではないと理解している。2001 年以降、オンラインの出生・死亡登録情報システム（BDRIS : Birth and Death Registration Information System）が出生を中央で記録しているが、人々は依然として証明書類無しで出生証明書を申請できる。

5.35 出生証明書の偽造は非常に多い。発行は必ずしも定められた手順に従わず、証明書の信頼性は低い。特に BDRIS 導入前に発行された出生・死亡・婚姻証明書は、国内各地で紙媒体の記録として保管されており、確認が非常に困難である。オンラインでの確認は可能だが、必ずしも信頼できるとは限らない。

## 国民 ID カード (NIC)

5.36 18 歳を超える全ての市民は、バングラデシュ選挙管理委員会（BEC : Bangladesh Election Commission）が発行する国民 ID カード (NIC) を所持しなければならない。NIC の有効期間は 15 年間であり、投票、銀行取引、旅券の取得及び不動産の購入など、幅広い取引に必要となる。

5.37 NIC を取得するには、申請者は選挙人名簿の登録番号、個人情報（両親の氏名、生年月日及び住所）、拇印、写真、署名を提供しなければならない。BEC はこれらの詳細を申請者の選挙人名簿情報と照合する。申請者は運転免許証や公共料金の請求書など、様々な公的書類を用いて居住証明を行うことができる。NIC 所持者は転居した場合であっても、住所を更新する必要はない。

5.38 スマート NIC は 2016 年から発行されている。このカードは機械読み取り可能で、マイクロチップにセキュリティ機能と生体情報が埋め込まれている。セキュリティ機能のない旧式のカードも依然として多く使用されている。都市部の人々はスマート NIC を所持している可能性がより高い。本稿執筆時点では、旧式の NIC も依然として有効であった。

## その他の文書

5.39 運転免許証は「仮免許」「アマチュア免許」「プロ免許」として発行される。免許証は身元確認の決定的な証拠とはならない。これらは専門の偽造業者によって製造されたものか、不正に取得された本物であるか、いずれにせよ偽造であることが多い。

5.40 免許証の確認は困難で、多くのリソースを要する。教育証明書は、教育機関や政府のウェブサイトで確認できる場合が多いため、より信頼性が高い。警察発行の書類は入手や確認が難しく、[警察](#)は汚職の影響を受けやすいため、信頼性が不確実である。

## 旅券

5.41 旅券を申請する成人は、有効な NIC 又は 17 桁の出生登録番号が記載された出生登録証明書を所持していなければならない。申請者は申請前に、旅券事務所で生体認証データ（指紋と写真）を提供しなければならない。申請者は、生年月日を直接、あるいは BDRIS システムを通じて申告することによって、出生登録番号を取得することができる。

5.42 政府は 2010 年に機械読み取り式旅券を導入し、旅券データベースを構築した。DFAT は、旅券資格書類（パスポート本体ではなく）に関する文書偽造が依然として多発していると理解している。旅券業務を簡素化するため、旅券発行のための警察確認制度は 2025 年 2 月に廃止された。

## ロヒンギャの文書

5.43 1990 年代からバングラデシュに住む一部の[ロヒンギャ](#)は、到着時に登録され、UNHCR の身分証明書、出生証明書、WFP 発行のカードなど複数の身分証明書を所持している。2016 年の任意の国勢調査では更に多くのロヒンギャの到着者が登録され、これらの人々はラミネート加工された生体認証付き身分証明書を受け取った。2025 年 1 月、暫定政府は新たに到着したロヒンギャを特定し支援を届けるため、生体認証情報（指紋と写真）の収集を承認した。

5.44 バングラデシュに住む全ての人々と同様に、ロヒンギャも偽造[旅券](#)を入手できる可能性がある。これらは表向きバングラデシュ国籍を証明するものである。こうした旅券は、海外のロヒンギャも所持していることが知られている。これらの旅券は、不正に入手した本物ではなく、密入国業者によって製造された完全な偽造品である場合もある。一部の申請者は、真正なバングラデシュ旅券でオーストラリアに到着した後、その書類が不正に入手されたと主張し、無国籍のロヒンギャであると訴える場合がある。

5.45 密入国業者たちは時に、パキスタンやインド、ネパールなど他国の偽造旅券を提供する。これらの旅券により、ロヒンギャは海外で働くために渡航したり、密入国業者によって密入国させられたりする可能性がある。